所得税法第 37 条に規定する 直接性に関する一考察

松 山 修

〔 税 務 大 学 校 研究科第 47 期研究員

要約

1 研究の目的

必要経費とは、収入金額の獲得のために投下された費用の総称であり、所得税の課税標準である課税所得を算出する過程において、必要経費を控除することによって、課税所得を純所得として構成する。純所得が課税所得とされる理由は、担税力に応じた公平な課税を実現するという、租税理論の要請があるためである。このことから、必要経費控除は、所得税の本質的要素であり、租税正義を実現する意味を持つものであると同時に、その内容は、個人事業者各層の間における公平な負担を実現すべく構成されなければならない。

しかしながら、業種・業態の多様化が進み、事業の経営方針も千差万別である状況の下、投下資本の回収に相当する部分を洩れなく必要経費として認めるには、包括的な規定にとどめざるを得ず、必要経費控除の規定については、解釈・適用上の問題が生じている。

特に、業務関連費に関して、ある支出を必要経費として算入するためには、 事業活動との「直接性」を有することが必要であるとする裁判例が見受けられるが、「直接性」については明文で規定されておらず、「直接性」の内容や 判断基準は不明確といわざるを得ず、租税法律主義及び均一な課税実務の執 行に資するためにも整理が必要であると考える。

そこで、本研究では、必要経費の基本的考え方を整理したうえで、特に必要経費算入の要件とされる業務関連費に求められる「直接性」について、その要件の存在意義を明らかにし、「直接性」を基準に判断したこれまでの裁判例の中から統一的な要素又は共通の判断要素を抽出することにより、「直接性」の判断基準を明らかにすることを目的とする。

2 研究の概要

(1) 必要経費の基本的考え方

必要経費の概念は、純資産増加説的な考え方を基調にして漸次拡大過程をたどってきた。純資産増加説的な考え方に立てば、人の担税力を減少させるものはすべて必要経費として控除されるべきものと考えることもできる。しかしながら、個人の場合には、消費生活を営んでいるので、家事費を排除することは、必要経費論の出発点をなしており、消費主体として支出された費用については、純資産増加説的な考え方のもとにおいても、所得の消極要素として当然課税所得計算上考慮するということにはならない。さらに、現行所得税法の計算構造を前提とする限り、事業所得等の金額の計算においては、経費と事業等との関連性を緩く解することはできない。

以上から、必要経費は事業所得等の金額の計算においては、経費と事業等との関連性を要し、かつ、家事費排除の原則に従うことになる。

(2) 必要経費算入の可否を巡る裁判例

必要経費に関しては、所得税法 37 条1項に規定されているものの、具体的判断基準は定められていない。同項の規定から、収入と直接的な因果関係のある費用が必要経費に該当することについては、法文上明らかであることから、売上原価等の個別対応の費用は特定の収入との直接的な関係性(収入を得る上での「直接性」)が求められることについて、格別解釈上の問題は生じることはない。他方、期間対応の費用(業務関連費)に関しては、ある支出が必要経費に算入されるためには、業務関連性を有することが必要であるとされ、業務関連性をいかに解するかが、必要経費性を判断する上で重要な問題であり、議論が絶えないところである。この点に関して、裁判例を確認したところ、「ある支出が必要経費として控除されるためには、それが事業活動と直接の関連性を有し」ていることが必要であるとして、必要経費算入の要件として業務関連費に「直接性」を求めており、学説も同様の見解を示している。このことから、業務関連費として必要経費に算入されるか否かは「直接性」の判断が重要であるといえる。

(3)業務関連費における「直接性」の内容

イ 業務関連費における「直接性」の意義

業務関連費に求められる「直接性」の要件はいかなる機能を持ち、いかなる意義を有するものであるかという点については、次のようになると考えられる。

第一に、多種多様な事業活動のもと、担税力の指標となる課税所得は、公平負担を実現すべく構成されなければならず、企業と家計が必ずしも明確に分離されていない個人においては、家事費排除の原則から、支出と収益又は業務との対応関係が厳しく解釈されなければならない。したがって、消費支出と生産活動のための支出とを厳格に区分する基準が必要となるのであって、その判断基準が「直接性」となる。「直接性」の要件は、消費支出に対応する支出を排除し、真に投下資本に対応する部分を認識するために設けられたものであるといえる。

第二に、必要経費控除は、課税所得を減少させる要因であるため、必要経費性の判断を個人の主観的判断のみに委ねていたのでは租税の負担を不当に減少させる結果が生じる場合がある。そこで、客観的な「直接性」という指標を設定することによって租税負担の不当な減少を防止するのである。

ロ 業務関連費における「直接性」の判断要素

業務関連性は、支出の目的が一つの判断要素であると考えられる。しかしながら、必要経費は、関係者の主観的判断を基準としてではなく、客観的基準に即してなされなければならない。目的はあくまで主観的なものであるため、客観的な表象を通して確認されることによって、客観性が担保されるべきである。したがって、業務関連費における「直接性」の判断においては、支出の目的は判断要素の一つではあるが、その客観性が担保されていなければならず、この客観性が担保されることこそが「直接性」の要点であるといえ、客観性が担保されるための判断要素を検討することが「直接性」の内容を理解することにつながると考える。

(4)業務関連費における「直接性」の判断基準

以上の点を踏まえ、これまでの裁判例における判断基準の検討結果をも とに、業務関連費における「直接性」を判断するうえでのいくつかの要件 を掲げると次のようになる。

- ① 業務の特定:所得税の課税所得は、所得の発生形態に応じて算出しなければならない。したがって、各分類の所得を適正に算出するためには、当該分類に属する収入と、これに対応する費用とを厳格に区分対応させて必要経費として控除しなければならず、個人の所得は当該年に属する収益とこれに対応する費用との対応関係はもとより、さらに区分してその収益、費用がいかなる所得区分に属するものかによりその対応関係を認識して算出しなければならない。すなわち、ここでは、②以下で検討すべき「直接性」の対象としての業務を定義するところに主眼がある。特に所得税法 37 条1項が「所得を生ずべき業務について生じた費用」としていることから、支出の帰属すべき所得を判定する際にはあくまでも具体的な「業務」との関連性が問われなければならない。
- ② 支出の目的の把握:事業とは、自己の計算と危険において独立して対価を得て継続的に遂行される営利活動をいい、業務関連性による必要経費性判断の根拠は、業務に関連しない支出は何ら拡大再生産に寄与しないという理解を前提としている。これらを踏まえれば、業務上の支出は経済的な利益を得る目的のための支出であること、業務にとっての有益な支出であることが必要と考える。すなわち、個人事業者は、事業活動にあたり、考えられうる方策の中から、時々に応じて有効と思われる手段を選択することから、個人事業者が費用をどのような目的で支出したのかという点が軽視されてはならず、個人事業者の支出の目的を把握することが重要である。
- ③ 支出の有益性:「直接性」が認められるためには、②で把握した支出目的に対して客観性が担保されることが必要であり、客観的判断の補充的な基準として用いられるのが、①で認定した業務に対する寄与性や有益性であると考えられる。また、支出に対する効果の帰属先が業務外に帰

属するものであれば、業務に対しての有益性はないことから、「直接性」 は否定される。この意味で、支出の効果の帰属先も補充的な基準となる。

④ 支出の特性による「直接性」の否定:本来なら「直接性」が認められるような支出であっても、家事そのものである行為に付随して発生した 支出のようにその支出の特性によって、「直接性」が否定される。

これまでの裁判例の「直接性」は事業との関係で一般的には言及されている。しかし、所得税法の必要経費は事業の必要経費としては必ずしも構成されていないところに特徴がある。店と奥との区別が明確でない業種業態の規模が小さい雑所得等についていえることであるが、その所得稼得に関連した支出にしばしば家事的要素が混入することが予想される。このため、事業所得等では所得稼得上有益な費用として「直接性」が認められるような支出であっても、雑所得等では家事費混入への警戒感から「直接性」を欠くという推定が働くことにより、同種の支出に対して事業所得等と雑所得等との間で取扱いに差異が生じる場合があると考える。このような解釈によって差異を認めることに関して、税法が事業用資産以外の各種資産の損失について必要経費算入を制限しているのは、その種の損失には家事的要素が強いとみてその控除を制度的に制限したと考えられる点を踏まえれば、「直接性」の内容を業務規模によって合理的に解釈することは許されるものと考える。

3 結論

以上、これらが業務関連費における「直接性」の要件であり、これらの項目をとおして「直接性」の判断を行うことになる。

目 次

はじ	めに		239
第 1	章	必要経費の沿革及び基本的考え方	$\cdots 241$
第	1 飲	□ 必要経費の沿革	241
	1	所得税法の創設	241
	2	明治 32 年全文改正	242
	3	大正9年全文改正 ·····	243
	4	昭和 15 年全文改正	243
	5	昭和 22 年全文改正	244
	6	昭和 25 年税制改正 ·····	245
	7	その後の改正	245
	8	小括	247
第	2 飦	i 昭和 40 年法 ·····	247
	1	昭和 38 年 12 月税制調査会「所得税法及び法人税法の整備に	
	関	する答申」	247
	2	昭和 40 年全文改正の立法趣旨と内容	250
第	3 貸	必要経費の基本的考え方	253
	1	純資産増加説	253
	2	家事費排除の原則	··· 254
	3	小括	255
第	4 飦	必要経費の意義とその問題状況	257
	1	必要経費の意義	257
	2	必要経費の問題状況	258
第2	章	必要経費算入の可否を巡る裁判例	261
第	1 飲	i 収入を得る上での「直接性」	261
第	2 節	i 業務関連費における「直接性」	264
	1	業務関連費	264

	2	裁判所の業務関連性に対する判断基準	265
	3	学説	269
	4	小括	271
第3	章	業務関連費における「直接性」の内容	272
第	1 節	i 業務関連費における「直接性」の意義 ·····	272
第	2節	i 業務関連費における「直接性」の判断要素 ·····	274
第	3 節	i 判例に基づく検討	275
	1	横浜地判昭和54年7月18日【判例1】	275
	2	水戸地判昭和 58 年 12 月 13 日【判例 2】	279
	3	大阪高判平成10年1月30日【判例3】	282
	4	東京地判平成6年6月24日【判例4】	287
	5	青森地判昭和 60 年 11 月 5 日【判例 5】	290
	6	津地判平成 18 年 4 月 27 日【判例 6】	293
	7	広島地判平成 13 年 10 月 11 日【判例 7】	296
	8	千葉地判平成 17 年 11 月 11 日【判例 8】	299
	9	東京地判平成23年8月9日【判例9】	302
第	4 節	事業から生ずる所得以外の所得の「直接性」	306
第4	章	業務関連費における「直接性」の判断基準	310
結び	こ代	:えて······	318

はじめに

本稿は、必要経費算入の要件とされる業務関連費に求められる「直接性」の内容及び判断基準を検討するものである。

個人事業者は、所得を獲得するために所得獲得活動を行う主体であるとともに、社会的・精神的・文化的生活を営なみ、趣味・娯楽・勉学等といった領域をもって生活している存在であって、いわゆる消費活動の主体でもある。したがって、個人事業者の支出には、事業活動上の必要経費の支出がある一方で消費活動上の家事費の支出もあるところ、所得税法は個人の事業所得等の計算について「総収入金額」から「必要経費」を控除することとし、「家事費」について必要経費に算入しないこととしている。

必要経費に関しては、所得税法 37条1項で、「必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用(償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く。)の額」と規定しており、同項前段の「これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額」については、総収入金額と直接的な因果関係のある費用で、その年の総収入金額に個別的に対応する費用のみがこれに該当することとなり、「直接性」が明文で定められていることから、「直接性」の解釈をめぐって裁判上争われることはさほどない。

他方、所得税法 37 条 1 項後段の「これらの所得を生ずべき業務について生じた費用」(以下「業務関連費」という。)という文言をめぐり、ある支出がこれに該当するのか、すなわち、「所得を生ずべき業務」と関連性を有するのか、そもそも、その業務関連費とはどのように解するのか、という問題については議論が絶えないところである。この業務関連費については、広島地判平成 13 年 10 月 11 日税資 251 号順号 9000 において、「『業務について』とは、直接に関連しての意味に限定するのが相当である。したがって、販売費や一般管理費

のような一般対応の費用には、直接関連性の要件が不要であるとの原告の主張 は採用できない。」と判示するように、ある支出を必要経費として算入するため には、事業活動と直接の関連性を有することが必要であるとする裁判例が見受 けられる。しかしながら、「直接性」は、業務関連費については明文で規定され ていない。

そこで、第1章で、必要経費の沿革をたどり、昭和38年12月税制調査会「所得税法及び法人税法の整備に関する答申」及び昭和40年全文改正を概観し、必要経費の基本的考え方を整理する。そして、第2章では、裁判例及び学説を概観し、必要経費の算入要件として「直接性」が要求されることを確認し、第3章では、業務関連費における「直接性」の要件の存在意義などを明らかにしたうえで、「直接性」を基準に判断したこれまでの裁判例を検討し、第4章では、これらの検討結果を基に、所得税法37条1項の定める業務関連費に関する「直接性」の判断基準を明らかにしようとするものである。

第1章 必要経費の沿革及び基本的考え方

必要経費算入の要件として求められる「直接性」の内容及びその判断基準を 論じるにあたっては、そもそも必要経費の規定がどのような沿革をたどり、い かなる考え方が基本とされていたのかを知ることが有益である。

そこで、以下において、明治 20 年以降の必要経費の沿革⁽¹⁾をたどり、必要経費の基本的考え方を整理する。

第1節 必要経費の沿革

1 所得税法の創設

明治 20 年に、我が国最初の所得税法 (明治 20 年勅令 5 号) が創設された。 その第 2 条は、「所得ハ左ノ定則ニ拠テ算出スヘシ」として、その第 1 項は、 公債証書等の証券の利子、非営業貸金・預金の利子、株式の利益配当金、官 私より受ける俸給・手当金・年金・恩給金・割賦賞与金に係る所得について は、「直ニ其金額ヲ以テ所得トス」とされ、収入金額から控除すべきものはな く、収入金額そのものをもって所得金額とされており、第 2 項は、次のよう に規定された。

「第1項ヲ除クノ外資産又ハ営業其他ヨリ生スルモノハ其種類ニ応シ収入 金高若クハ収入物品代価中ヨリ国税、地方税、区町村費、備荒儲蓄金、製造 品ノ原質物代価、販売品ノ原価、種代、肥料、営利事業ニ属スル場所物件ノ 借入料、修繕料、雇人給料、負債ノ利子及雑費ヲ除キタルモノヲ以テ所得ト ス」

この規定の特色は、「必要経費」という文言は使用せず、今日いうところの

⁽¹⁾ 必要経費の沿革は、確井光明「必要経費の意義と範囲」日税研論集 31 号 3 頁 (1995) に詳しく、本稿の説明もそれによったところが多い。ほかに、武田昌輔監修『DH Cコンメンタール所得税法』3282 頁 (第一法規、加除式)、藤田良一「所得税法上の資産損失制度に関する一考察」税務大学校論叢 13 号 102 頁、123 頁 (1979) を参考にした。

必要経費を例示している点にある。

2 明治 32 年全文改正

その後、明治32年に所得税法の全文改正(明治32年法律17号)が行わ れ、この改正において、従来、個人の所得に対してのみ課税されていた所得 税を法人の所得に対しても課税することとなった(第1種所得)。また、公社 債の利子(第2種所得)については、支払を受けるべき金額をもって所得と し、必要経費の観念を認めなかった。そして、事業所得等(第3種所得)に ついては、所得税法4条で「総収入金額ヨリ必要ノ経費ヲ控除シタル予算年 額二依ル」とされ、ここにはじめて、包括的な「必要ノ経費」なる観念が採 用されることとなった。しかし、法律自体は、その内容をそれ以上明らかに することはせず、所得税法施行規則1条において、「総収入金額ヨリ控除スへ キモノハ種苗蚕種肥料ノ購買費、家畜其ノ他ノ飼養料、仕入品ノ原価、原料 品ノ代価、場所物件ノ修繕費、其ノ借入料、場所物件又ハ業務ニ係ル公課、 雇人ノ給料其ノ他其ノ収入ヲ得ルニ必要ナル経費ニ限ル」ものとしてその細 目が規定された。したがって、これら例示されている項目から、必要経費該 当性を判断する必要があった。さらに、法律自体ではないが、所得税法施行 規則1条ただし書で、家事上の費用及びこれと関連する費用は控除を認めな いとする「家事費排除」が明確にされた。

この明治 32 年改正後の所得税法(以下「明治 32 年法」という。)における「必要ノ経費」の範囲は非常に狭く解されており、明治 43 年6月 16日行裁三部判決行政録 21 輯 840 頁は、「必要ノ経費トハ種苗購買業務ニ係ル公課雇人ノ給料ノ如キ収入ニ対シ直接必要ナル費用ヲ指スコト所得税法第四条第一項第三号及同法施行規則第一条ノ規定ニ徴シ明カナリ然ルニ本件原告ノ支出セル家屋買入資金ニ対スル利子ハ資産増加ノ為メニスル借用金使用ノ対価ニシテ家賃ナル収入ニ対シ直接必要ナル経費ナリト云フヲ得ス又保険料ノ如キモ買入レタル家屋ノ危険防禦ノ為メニ支払フニ過キスシテ家賃ナル収入ト何等関係ヲ有スルコトナシ要スルニ本件係争ノ利子及保険料ハ所得税法ニ於

ケル必要ナル経費ニ該当セサル」ものとし、さらに、大正5年4月 20 日行 裁三部判決行政録 27 輯 338 頁は、「家屋原価消却金火災保険料亦本件貸家収入ニ対シ所得税法ニ所謂必要経費ナリト云フヲ得ス然レトモ借地料及家屋税 同附加税ハ本件貸家収入ヲ得ルニ必要ナル経費トシテ控除スヘキモノテアル」としている。このように、家賃収入の基因となる家屋などの固定資産を取得するための借入金の支払利子、その損害保険料、減価償却費のような業務用資産に係る費用でさえ、その必要経費性が否認されていた。明治 32 年 法にいう「必要ノ経費」とは、所得と直接因果関係を有するもので債務の確定したものをいうと解されていたのである⁽²⁾。

3 大正9年全文改正

その後、大正9年に所得税法の全文改正(大正9年法律11号)が行われ、「必要ノ経費」については、所得税法施行規則(大正9年勅令226号)7条において、「総収入金額ヨリ控除スヘキ経費ハ種苗蚕種肥料ノ購買費、家畜其ノ他ノモノノ飼養料、仕入品ノ原価、原料品ノ代価、場所物件ノ修繕費又ハ借入料、場所物件又ハ業務ニ係ル公課、雇人ノ給料其ノ他収入ヲ得ルニ必要ナルモノニ限ル」ものとされ、明治32年法における「必要ノ経費」とおおむね同様の表現をもって、必要経費の範囲が定められた。

4 昭和 15 年全文改正

昭和前期(戦前)においても、必要経費に関する目立った税法の改正はなく、昭和15年に所得税法の全文改正(昭和15年法律24号)が行われた際、所得税法12条2項において、所得税が必要経費に算入されないことが規定

⁽²⁾ 武本宗重郎『改正所得税法釈義 全』133頁(同文館、1913)。

なお、明治 32 年 4 月 1 日付大蔵大臣内訓(所得税法施行上取扱方心得)には次の とおり定められていた。

第3条 第三種ノ所得ヲ計算スル為メ総収入金額ヨリ控除スヘキ経費ハソノ収入ヲ得ルニ必要ナルモノニ限ル趣旨ナルヲ以テ家事上兼用スル場所物件ノ修繕費、借入料、公課、家事用ニ使用スル雇人ノ給料又ハ所得ノ起因ニアラサル負債ノ利子ノ如キハ之ヲ控除スヘカラサルモノトス

されたほか、所得税法施行規則(昭和15年勅令134号)10条において、「総収入金額ヨリ控除スベキ経費ハ種苗蚕種肥料ノ購買費、家畜其ノ他ノモノノ飼養料、仕入品ノ代価、場所物件ノ修繕費又ハ借入料、場所物件又ハ業務ニ係ル公課、雇人ノ給料、収入ヲ得ルニ必要ナル負債ノ利子其ノ他収入ヲ得ルニ必要ナルモノニ限ル」として、収入を得るために必要な負債利子が必要経費に算入された程度であった。

このように、明治 32 年制定に係る必要経費に関する規定は、大体、当初の形で維持されてきたが、税務執行面で、「必要経費」の解釈に変遷があり、その範囲は漸次拡大の方向をたどってきた(3)。すなわち、昭和年代に入ってから、行政当局の解釈(4)により火災等により滅失した商品の原価、売掛金等の貸倒損失(ただし、貸金元本の貸倒損失は取引の実情に照らし通常生ずべき程度のものに限る。)、減価償却費(当初は減価の著しく償却の確実なものに限られた。)などの控除を認める旨の取扱いが示され、必要経費の範囲は拡大されていった。

5 昭和 22 年全文改正

戦後の昭和 22 年の所得税法の全文改正(昭和 22 年法律 27 号)は、所得税の確定手続として納税申告制度を採用するという画期的な内容を持つものであったが、必要経費に関しては、従来、所得税法施行規則 10 条に規定されていたものが法律(10 条 2 項)に移されただけで、その規定内容に変化はなかった。その後、昭和 22 年の一部改正(昭和 22 年法律 142 号)及び昭和 23 年の一部改正(昭和 23 年法律 107 号)が行われたが、必要経費については、「種苗、蚕種又は肥料の購買費、家畜等の飼養料、仕入品の原価、原料品の代価、土地、家屋その他の物件又は業務に係る公租公課、使用人の給料、収入を得るために必要な負債の利子その他収入を得るために必要な経費」と

⁽³⁾ 植松守雄「所得税法における『課税所得』をめぐって」 — 橋論叢 77 巻 2 号 133 頁、 141 頁 (1977)。

⁽⁴⁾ 昭和2年1月6日付主秘1号「所得税法施行に関する取扱方通牒」(大蔵省主税局 長通達)。

され (所得税法 10 条 2 項)、昭和 15 年改正後の所得税法における必要経費 とその範囲を同じくしていた。

6 昭和 25 年税制改正

シャウプ勧告に基づき行われた昭和 25 年税制改正 (昭和 25 年法律 71 号)では、棚卸資産の評価方法について選択適用が採用され (所得税法 10 条の4)、青色申告制度の採用に伴い、青色申告の特権として、貸倒準備金の必要経費算入が認められた (同法施行規則 10 の 4)。

また、「損害保険契約に基き支払をなす保険料、固定資産の減価償却費で命令で定めるもの」を必要経費に算入する旨明示するとともに(所得税法 10 条 2 項)、源泉徴収加算税額、重加算税額、延滞加算税額、所得税・富裕税、市町村民税を必要経費に算入しないものとした(同法 10 条 2 項ただし書、同条 3 項)。

7 その後の改正

その後、昭和 39 年までの間に行われた所得税法の一部改正により、必要 経費の範囲は徐々に拡大され、青色事業専従者控除の創設(昭和 27年)、繰 延資産の償却額の必要経費算入規定の追加(昭和 34年)、いわゆる白色申告 者の事業専従者控除の創設(昭和 36年)等、徐々に必要経費の範囲は拡大 されていった。

そして、昭和 37 年税制改正(昭和 37 年法律 44 号)では、所得税法 10 条 2 項で「事業用の固定資産その他これに準ずるものとして命令で定めるものの損失」を必要経費とする旨を定めた。これを受けて、所得税法施行規則 9 条の 10 において、「事業用の固定資産の取りこわし、除却、滅失その他の事由(譲渡所得の基因となる事由を除く。)による当該固定資産の損失の金額(保険金、損害賠償金等により補てんされた金額を除く。)」を必要経費に算入することとされた。また、所得税法 9 条の 4 において、被災事業用資産の損失に該当する場合には、3 年間の繰越控除を認めることとされた。

この改正で注目すべきことは、事業用固定資産の損失が一般法としての所得税法上必要経費性が認められたことであり、この昭和 37 年の改正によって、現行の所得税法における資産損失に関する制度の基盤が確立されたということができる。

そして、昭和 40 年の所得税法の全文改正前の必要経費に関する規定は、 次のようになっていた。

(収入金額、必要経費等の計算)

- 第 10 条 第 9 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号及び第 6 号に規定する収入 金額は、その収入すべき金額(金銭以外の物又は権利を以て収入すべき場合においては、当該物又は権利の価額、以下同じ。)により、同項第 3 号、第 4 号及び第 7 号乃至第 10 号に規定する総収入金額は、その収入すべき金額の合計金額による。
- 2 第9条第1項第3号、第4号、第7号及び第10号の規定により総収入金額から控除すべき経費は、種苗、蚕種又は肥料の購買費、家畜等の飼養料、収入品の原価、原料品の代価、土地、家屋その他の物件の修繕費又は借入料、損害保険契約に基き支払をなす保険料、固定資産の減価償却費で命令で定めるもの、土地、家屋その他の物件又は業務に係る公租公課、使用人の給料、負債の利子その他の経費で当該総収入金額を得るために必要なもの(事業用の固定資産その他これに準ずるものとして命令で定めるものの損失の金額を含む。)とする。但し、家事上の経費、これに関連する経費で命令で定めるもの、延滞税又は過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税若しくは重加算税で所得税以外の国税に係るもの及び地方税法に規定する過少申告加算金、不申告加算金、重加算金又は延滞金は、これを除く。

3 省略

4 所得税(第15条の9の規定の適用を受ける場合における当該外国の法令により課せられる所得税に相当する税を含む。)並びに地方税法に規定する道府県民税及び市町村民税は第9条第1項第3号、第4号、第7号及び

第 10 号に規定する必要な経費又は同項第 9 号に規定する収入を得るために支出した金額には、これを算入しない。ただし、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を営む者が納付した第 54 条の規定による利子税で、当該事業に係るこれらの所得に対する所得税額に対応するものとして命令で定めるものは、この限りでない。

8 小括

明治20年に所得税法が創設されて以来、必要経費に関する制度がたどって きた推移をみると、戦前・戦後において、それぞれ次のような特徴がみられ る。

まず、戦前は、明治 32 年に制定された必要経費に関する規定の骨子は、その後のいくつもの改正にもかかわらず、一部の手直しがあっただけで、ほとんど当初の内容のまま維持され続けたが、行政当局の解釈による執行の面で必要経費の範囲が明確化・拡大されていった点が特徴的である。

一方、戦後は、昭和 25 年の税制改正以降、必要経費の範囲が法文上明確 化・拡大されていき、戦前必要経費とは考えられなかった事業用固定資産の 除却損等の資産損失について必要経費としての控除が認められるようになる など、純資産増加説的な考え方が採用された点が特徴的である。

第2節 昭和40年法

1 昭和38年12月税制調査会「所得税法及び法人税法の整備に関する答申」

現行の所得税法は昭和 40 年に全文改正(昭和 40 年法律 33 号)されており、この考え方の基礎をなすものとして昭和 38 年 12 月税制調査会「所得税 法及び法人税法の整備に関する答申」(5)(以下「昭和 38 年整備答申」という。)がある。そして、その内容は、当時においてのみならず、今日においても依

⁽⁵⁾ 税制調査会昭和38年12月「所得税法及び法人税法の整備に関する答申」42頁。

然として意味をもつ議論が見られるので、主要な論点をいくつか確認する。

第一に、いわゆる費用収益対応の原則の適用にあたり、(イ)事業所得(事業的な不動産所得及び山林所得を含む。)については、その事業の損益を一体として観念するいわゆる総体対応の考え方により、(n)偶発的な所得で原則として個々の独立した行為又は原因に基づいて発生する一時所得については、その収入の生じた行為又は原因ごとにその支出した金額を控除する個別対応の考え方により、また、(n)配当所得については、厳密な個別計算をしいることが困難であるという実際面の考慮と多数の株式に投資する場合の所得計算は総体的にとらえることが投資家の実感に合致するという観点から、その計算に当たっての負債利子控除は総体対応の考え方により、それぞれの所得の性質に応じて担税力を測定して課税するものである以上そのあり方としては適切なものであるとしつつ、雑所得(事業的でない不動産所得及び山林所得を含む。)に対する所得計算については、種々の性質を有するものが混在しているので、全体を総体対応・個別対応の、いずれかの方式に統一することは適当でないと考えられるので、所得分類をも考えあわせて個別的に判定することが望ましい、と述べた。

第二に、費用収益対応の考え方のもとに経費を控除するに当たって、所得の基因となる事業等に関係はあるが所得の形成に直接寄与していない経費又は損失の取扱いをいかにすべきかという問題について、純資産増加説的な考え方に立って、できるだけ広くこの種の経費又は損失を所得計算上考慮すべしとする考え方と、家事費を除外する所得計算の建前から所得計算の純化を図るためには家事費との区分の困難な経費等はできるだけこれを排除すべしとする考え方との広狭二様の考え方があることを指摘し、所得税の建前としては、事業上の経費と家事費とを峻別する後者の考え方も当然無視することができないが、事業経費又は事業損失の計算については、できる限り前者の考え方を採り入れる方向で整備を図ることが望ましい、と述べた。

第三に、資産損失については、現状の取扱いを適当であるとし、非営業資金の貸倒損失等による元本損失については、家事上の出費に伴う損失である

からこれを雑所得の計算上控除する必要はないのは当然であるが、貸倒れの 生じた年に当該貸金の利子に対して課税する場合にはその利子に係る所得の 金額を限度として控除を認めることが適当であると考えると述べた。この考 え方は、家事上の出費に伴う損失であることを肯定しつつ、利子がある限り において控除することを認めるという、常識的ではあるが、必要経費の理論 上は説明のつかないものである⁽⁶⁾。

第四に、控除を認める個別的な損失の範囲についても述べており、損害賠償金を経費として控除することについては、事業の遂行上生じたものであっても、それは所得の形成に寄与しないものであるから必要経費に算入する必要はないという考え方もあろうが、事業所得の計算上控除する必要経費は、所得の形成に寄与するもののみでなく、事業の遂行上これに関連して予想される損失をも含めるのが適当であり、しかも、損害賠償金は、罰金的な性格を有するものではなく、むしろ損失補償的な性格を有する場合もあることを考えれば、必要経費として控除することとしてもさしつかえないものと思われる、と述べた。ただし、事業主自身の不法行為に基づく損害賠償金も控除するか否か、故意又は重過失による損害賠償金を控除するか否か等については検討が必要であるとした。

また、家事費との区分が困難な作家の取材費用等について、収入を得るために直接必要な部分をその収入に見合わせて控除することが適当であるが、区分を客観的に定めることは容易でないので、具体的事例にあたって個々に解決するほかないとした。

最後に、経費の控除に関する基本的な規定の仕方について、その所得の性格に応じた経費控除のあり方を適切に表現しているとは考えられないものも見受けられるので、表現に工夫を講じ、所得計算規定の明確化を図る必要があるとし、交際費、接待費、寄附金等の経費の必要経費の判定については、判定のための形式的基準を基にすることも考えられるが、この種の経費は、

⁽⁶⁾ 碓井·前掲注(1)、15頁。

その性質上客観的にその基準を設けることは必ずしも容易でなく、したがって、個々の事実判定に委ねる方がかえって合理的であるとも考えられるので、規定上従来のような基本的な考え方を表現するにとどめるのが適当であると考えると述べた。したがって、この昭和 38 年整備答申は、交際費・接待費・寄附金の必要経費該当性の余地を認めているといえる⁽⁷⁾。

2 昭和40年全文改正の立法趣旨と内容

(1) 昭和40年全文改正の立法趣旨

これまでの所得税法の規定は、複雑難解であり、かつ、体系的にも整備されていないという非難があった。そこで、整備合理化の必要を認め、税制調査会において、検討を重ね、前述の昭和 38 年整備答申が行われた。昭和 40 年全文改正は、この昭和 38 年整備答申の趣旨を尊重しつつ、租税法律主義を建前とするとともに納税者に判りやすい法令体系にするため、①所得税法の体系的な整備、②表現の平明化及び条文の配列の合理化、③規定の整備合理化の 3 点を基本方針として行われた(8)。

ところで、昭和 40 年改正前の所得税法(以下「旧所得税法」という。)における必要経費の考え方は、費用収益対応の原則によってつらぬかれていたが、法人税法における所得計算との関連から、この原則が相当程度くずされて実施されていたのが現実の姿であった。そこで、昭和 40 年全文改正においては、費用収益対応の原則のほかに、期間対応の原則を取り入れ、その実情に即応させることとし、不動産所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、原則として、その総収入金額に係る売上原価その他その総収入金額を得るため直接に要した費用の額とその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用であることとし、さらに、償却費以外の費用

⁽⁷⁾ 碓井・前掲注(1)、16 頁。

⁽⁸⁾ 柿谷昭男「所得税法の全文改正について-源泉徴収及び雑則並びに非居住者関係 を除く-」税経通信20巻7号16頁、23頁(1965)。

でその年において債務の確定しない任意の引当金への繰入額等は必要経費に算入できないことを明らかにすることとなった。また、山林の伐採又は譲渡により生じた事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、その山林の植林費、取得に要した費用、管理費、伐採費その他その山林の育成または譲渡に要した費用(償却費以外の費用で債務の確定しないものは除く。)の額とすることとして、個別対応の原則によって計算することを明らかにした⁽⁶⁾。

すなわち、旧所得税法下では、事業所得等の計算上総収入金額から控除される必要な経費とは、仕入品の原価、固定資産の減価償却費、使用人の給与等、総収入金額を得るために必要なものと規定されていたが、このような規定の仕方では、直接収入に対応しない一般管理費等のいわゆる期間費用が必要経費となるかどうか法文上必ずしも明らかといえなかったので、昭和 40 年全文改正により必要経費の意義を明らかにし、体系的な整備と平明化のための表現の改正が行われたのである(10)。

このように、必要経費の規定の外観と実情の取扱いとの乖離が改正理由であり、体系的な整備と平明化のための表現の改正を行っているものの、その内容の実体については、旧所得税法と殆ど異ならないのである⁽¹¹⁾。

(2) 昭和 40 年全文改正の内容

昭和 40 年全文改正では、これまでの例示方式を廃止し、一般的に定める包括方式を採用した。すなわち、改正前は、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上総収入金額から控除される必要な経費とは、仕入品の原価、固定資産の減価償却費、使用人の給料等、総収入金額を得るために必要な経費とし、必要経費に算入される項目とその金額の計算が一緒に規定され、極めて雑然としていた(旧所得税法 10②)が、①山林の伐採又は譲渡による所得と不動産所得、事業所得及

⁽⁹⁾ 国税庁編「昭和 40 年改正税法のすべて」28 頁 (1965)。

⁽¹⁰⁾ 橋本守次「所得計算関係の改正」税務弘報 13 巻 6 号 15 頁、27 頁 (1965)。

⁽¹¹⁾ 柿谷・前掲注(8)、38頁、橋本・前掲注(10)、27頁も同旨のことを述べている。

び雑所得とを区分し、②不動産所得、事業所得又は雑所得の計算上控除さ れる必要経費には、(4)売上原価その他その総収入金額を得るため直接に要 した費用―収入金額に対応する費用―と、(ロ)その年における販売費、一般 管理費その他、これらの所得を生ずべき業務について生じた費用―期間に 対応する費用―とがあることを明らかにし、これらの費用は必要経費にな ることを明らかにするとともに、さらに、(ハ)償却費以外は、その年におい て債務の確定しない費用、たとえば、所得税法の規定によらない任意の引 当金への繰入額は、必要経費とならない、ことを明らかにした(所得税法 37①)。また、③山林の伐採又は譲渡による所得は、それが事業所得、山 林所得又は雑所得のいずれに該当するかを問わず、その所得の金額の計算 上控除される必要経費は、伐採又は譲渡した山林の植林費、取得に要した 費用、管理費、伐採費その他その山林の育成又は譲渡に要した費用(償却 費以外の債務の確定しない費用を除く。)とすることとし、個別対応の原則 によることを明らかにした(所得税法37②)。以上のような原則的必要経 費のほかに、事業用固定資産の除却損等の資産損失、貸倒引当金等の諸引 当金勘定への繰入額、青色事業専従者の給与等が、それぞれ必要経費に算 入されること及び家事関連費等を必要経費に算入しないことは、それぞれ 別条で規定した(12)。

これらの規定については、次のような特色を見出すことができる。

第一に、所得税法 37条1項の定め方は、事業所得に関する限り、法人税法 22条3項1号及び2号に対応しており、その考え方も、ほぼ法人税法に一致しているとみることができる。第二に、損失の取扱いについては、法文上、所得税法 37条1項に明示されていないので、その取扱いは、「別段の定め」に譲り、同法 51条において、一定のものを定めていると見ることができる。第三に、販売費・一般管理費等の費用について、「償却費以外の債務の確定しない費用を除く」と定めることにより、いわゆる「債務

⁽¹²⁾ 柿谷·前掲注(8)、37 頁。

確定主義」が明示された⁽¹³⁾。第四に、故意又は重大過失等によらない業務 上の損害賠償金の必要経費算入が明確化され、これは、純資産増加説的な 考え方に立った規定と見ることができる。

従来、古くは文字どおり「収入を得るに必要な経費」として限定的に解釈されていた所得税の必要経費概念が漸次拡大過程をたどり、殊に、事業所得等の「事業」に係る所得に関する限り、その必要経費概念をできるだけ法人税の損金概念に近づける努力がなされてきたが、その帰結として、現在では所得税法の必要経費と法人税法の損金に関する通則的規定がこのように統一的に定められるようになった(14)。

第3節 必要経費の基本的考え方

1 純資産増加説

昭和 38 年整備答申では、所得の基因となる事業等に関係はあるが所得の 形成に直接寄与していない経費又は損失の取扱いについては、純資産増加説 的な考え方を採り入れる方向性が望ましい旨述べている。純資産増加説によ れば、人の担税力を増加させる利得は、その源泉如何を問わず、すべて所得 とされ、所得概念が包括的に構成されるため、同説による所得概念は包括的 所得概念と呼ばれる⁽¹⁵⁾。明治 20 年に創設された所得税は、その後徐々に課 税所得の範囲が拡大され、戦後は、特にシャウプ勧告によって、包括的所得 概念の方向に大きく転換した。

他方、必要経費の範囲も徐々に明確化・拡大され、昭和 37 年度税制改正において、戦前必要経費とは考えられなかった事業用固定資産の除却損等の資産損失について、必要経費としての控除が認められるようになったこと、昭和 40 年全文改正の際、資産損失に関する規定が一層整備されたこと及び

⁽¹³⁾ 碓井·前掲注(1)、17頁。

⁽¹⁴⁾ 植松守雄編著『注解所得税法「四訂版]』918頁(大蔵財務協会、2005)。

⁽¹⁵⁾ 谷口勢津夫『税法基本講義〔第2版〕』169頁(弘文堂、2011)。

故意又は重過失によらない損害賠償金の控除が認められたことは、既に見てきたとおりであり、このような変革は、所得源泉説的所得概念から包括的所得概念への転換の結果であるということができる⁽¹⁶⁾。このように、課税所得の認識及び経費・損失の認識とも、包括的所得概念、すなわち、純資産増加説的な考え方を基調としているということになる。

2 家事費排除の原則

純資産増加説的な考え方を基調にして必要経費の範囲は徐々に明確化・拡大され、かつては、その内容は、「費用」に限られ、しかも、過去に遡るほど「収入を得るに必要な経費」として収入を上げるうえで直接因果関係のある費用支出に限定して解釈されていたが、今日では「必要経費」の概念は、法人税の「損金」の概念と同様、「費用」のほかに「損失」まで含むものと観念されるようになっている⁽¹⁷⁾。

しかしながら、所得税と法人税との間には所得計算に関して決定的な違いがある。その違いは、個人が所得稼得活動の主体であると同時に消費活動の主体であるのに対して、法人には個人と同じ意味での消費(心理的満足)を観念することができない点にある。すなわち、消費のための支出、いわゆる家事費は所得稼得のための支出である必要経費とは、概念上峻別されるべきものであるから、所得税法では、家事費ないし一定の家事関連費を必要経費に算入しない旨の規定が設けられている(18)。

明治 32 年全文改正時に明確化された、いわゆる「家事費排除」は、必要 経費論の出発点をなしており、そのために、収益を上げるための必要性が、 法人の場合に比べて、いっそう強く求められることになる⁽¹⁹⁾。

名古屋高判昭和 42 年 9 月 14 日行集 18 巻 8 ・ 9 号 1200 頁では、「本件手付金損失が控訴人のいうように法人税法上損金に算入されることは首肯でき

⁽¹⁶⁾ 藤田·前掲注(1)、160頁。

⁽¹⁷⁾ 植松・前掲注(3)、141 頁。

⁽¹⁸⁾ 谷口·前掲注(15)、285 頁。

⁽¹⁹⁾ 碓井·前掲注(1)、22 頁。

る。しかし、個人(自然人)の事業所得は『私経済の総合主体』である個人の総合所得の一環として把握され、したがってそれは消費生活を予定することを要しない『私経済の部分主体』である法人の所得とは概念構成の上において自ら別個な考慮が払われているのであって、その意味において所得税法における事業所得計算上の必要経費を法人税法における損金と必ずしも同一に定め得ないのである。すなわち自然人と法人との間にすでに本質的な相異がある以上、その相異に基づき所得税法と法人税法との間において事業所得の計算上の相異が生じたとしても、それは結局立法技術及び国の租税政策に由来するものというほかはない。」と判示しており、必要経費として控除されるものは、所得を得るために「必要」ないし「有益」なものに限られるとし、消費生活を予定しない法人の損金との相異はやむを得ない、という考え方を示している。消費生活を予定しない法人との違いは、この判決の述べるように、認めなければならない(20)。

このように、必要経費の範囲が明確化・拡大され、個人の事業経営に係る 所得の必要経費が法人の損金概念に接近したとはいうものの、消費生活を営 んでいる個人の場合には、所得税特有の家事費排除の原則が作用することに よって、必要経費該当性の判断においては、法人の場合にはみられない厳格 さが要求されるといえる。

3 小括

以上のように、我が国における所得概念は、源泉のいかん、形式のいかん、 合法性の有無にかかわらず、人の担税力を増加させる利得はすべて所得を構成するものと解されている。すなわち、第一に、所得はいかなる源泉から生じたものであるかを問わず課税の対象となると解すべきであり、第二に、現金の形をとった利得のみでなく、現物給付・債務免除益等の経済的利益も課税の対象となると解すべきであり、第三に、合法な利得のみでなく、不法な

⁽²⁰⁾ 碓井·前掲注(1)、23頁。

利得も課税の対象となると解されている(純資産増加説)(21)。

これに対応して、経費又は損失についても、純資産増加説的な考え方を基調にしており、必要経費の範囲は拡大されてきた。これらを踏まえれば、人の担税力を減少させるものはすべて必要経費として控除されるべきものと考えることもできる。しかしながら、所得税の納税義務者である個人は、所得の稼得主体としての側面と所得の消費主体としての側面を併せて有していることから、個人の課税対象所得について純資産増加説的な考え方を採るといっても、純資産の減少要因のすべてを、所得の測定上消極的要素(控除項目)とみるべきものとみるべきでないものとに区分することが必要である(22)。

昭和38年整備答申においても、「所得源泉に関係のない消費生活上の負債の利子、医療費等の異常生活費、資産の滅失損壊等による損失等については、純資産増加説においても、それらが家事費ないし家事関連費に属する財産の減少とみなされるところから、これを所得の消極要素(純資産の減少)として当然課税所得計算上考慮するということにはならないと認められる。しかし、基礎控除等の諸控除を定める際の考え方に照らし、また、上記の費用、損失等による財産の減少が異常、かつ、非任意的なものであること等を考慮して、そのような人的事情に適合した担税力を測定するための課税政策上の控除項目として考慮することには理由があると認められる。」(23)と述べており、消費主体として支出された費用については、純資産増加説的な考え方のもとにおいても、家事費排除の原則が作用し、所得の計算上、当然に消極的要素(控除項目)を構成するものではないとしている。さらに、現行所得税法の計算構造を前提とする限り、事業所得等の金額においては、経費と事業等との関連性を緩く解することはできない(24)。

⁽²¹⁾ 金子宏『租税法〔第16版〕』174頁(弘文堂、2011)。

⁽²²⁾ 藤田・前掲注(1)、162 頁。

⁽²³⁾ 税制調查会昭和 38 年 12 月·前掲注(5)、7 頁。

⁽²⁴⁾ 碓井光明「所得税における必要経費」所得税法の諸問題 租税法研究3号63頁、95頁(1975)。

これらを踏まえれば、必要経費は純資産増加説的な考え方を基本としながらも、事業所得等の金額の計算においては、経費と事業等との関連性を要し、かつ家事費排除の原則に従うことにより、必要経費の範囲は限定されるのである。

第4節 必要経費の意義とその問題状況

1 必要経費の意義

必要経費とは、収入金額の獲得のために投下された費用の総称であり、所得税の課税標準である課税所得を算出する過程において、必要経費を控除することによって、課税所得を純所得として構成する⁽²⁵⁾。

ある事業活動等にあたり、元入れされた資金は、さまざまな形態をとりながら収益の創出に貢献する。そして、その収益に対して直ちに課税することなく、元入れ分を上回る部分に対してのみ課税するというのが、純所得課税の方式である。そして、さまざまに形態が変化していくなかで、どれだけが元入れされたかを認識するのが必要経費の認識である(26)。

このように、収入金額から元入れ分を控除した純所得が課税所得とされる理由は、第一に、投下資本部分を課税対象から除外して、これにより経済活動を阻害することを避けることにある⁽²⁷⁾。これは、原資を維持しつつ拡大再生産を図るという資本主義経済の要請に沿うものである⁽²⁸⁾。

第二に、担税力に応じた公平な課税を実現するという租税理論の要請がある。担税力の指標となる課税所得は、個人事業者の公平負担を実現すべく構成されなければならない⁽²⁹⁾。すなわち、事業(業務)の種類や経営方針によって、総収入金額(粗所得=粗収入)に対応する必要経費の割合は異なる

⁽²⁵⁾ 碓井·前掲注(24)、63頁。

⁽²⁶⁾ 碓井·前掲注(1)、21頁。

⁽²⁷⁾ 碓井·前掲注(24)、63頁。

⁽²⁸⁾ 金子・前掲注(21)、253頁。

⁽²⁹⁾ 碓井・前掲注(24)、64 頁。

ものであり、総収入金額に着目した課税によっては、担税力に応じた公平な 課税を実現することができないからである⁽³⁰⁾。

それゆえ、必要経費は、所得税の本質的要素であり、租税正義を実現する 意味を持つものであると同時に、その内容は、個人事業者各層の間における 公平な負担を実現すべく構成されなければならない⁽³¹⁾。

2 必要経費の問題状況

しかしながら、業種・業態の多様化が進み、事業の経営方針も千差万別である状況の下、投下資本の回収に相当する部分を洩れなく必要経費として認めるには、包括的な規定にとどめざるをえず、客観的基準を見出すことが容易ではないという実情がある。

これに対して、個人事業者は、所得を獲得するために所得獲得活動を行う 主体であるとともに、消費活動の主体でもあるため、ある支出が、収入の獲 得に向けられた、すなわち、生産活動のための経費であるのか、消費支出で あるのかを判別しなければならず、さらに、必要経費控除は、課税所得を減 少させる要因であるので、個人事業者は、可能な限り多くの必要経費控除を 得たいという願望を持っており、必要経費控除の解釈・適用上の問題が生じ ているのである⁽³²⁾。

本章では、所得税法の創設から昭和 40 年全文改正までの必要経費の沿革を確認してきたが、特に戦後の必要経費を取り巻く環境の変化について、碓井光明教授は、以下のような四つの点を指摘している。

第一に、申告納税制度の採用により、納税者が第一次的に必要経費性を判断し、その適否を第二次的に租税行政庁が判断することとなり、必要経費をめぐる納税者と行政庁との間の緊張感が著しく高まったといえる。そこでは、

⁽³⁰⁾ 碓井·前掲注(1)、21頁。

⁽³¹⁾ 藤田晴「個人所得における控除制度」大阪大学経済学 14 巻 3 ・ 4 号 121 頁、124 頁(1965)。

⁽³²⁾ 碓井光明「米国連邦所得税における必要経費控除の研究(1)-控除可能な経費と控除不能な支出との区別-」法学協会雑誌 93 巻 4 号 77 頁、78 頁 (1976)。

必要経費が個別納税者の関心事になったといえる。

第二に、申告納税制度と関連して、実額課税優先主義が次第に定着してきたことが、きわめて重要である。実額課税を支えるものとして、早くから青色申告制度が存在したが、昭和59年改正により昭和60年からは、事業所得等を有する者で一定のものに対して、帳簿の備付け・記録・保存の義務が課せられることとなった。同時に、個人事業者等が確定申告書を提出する場合には、総収入金額及び必要経費の内容を記載した収支内訳書を添付しなければならないこととされた。これにより、従来に比べて、必要経費該当性が吟味される機会が増大したといえよう。

第三に、業種・業態の多様化現象をあげることができる。昭和 40 年法が、 従来の例示方式を改めざるをえなかった一つの理由は、多様な業種・業態を 前にして、必要経費を例示することに、ほとんど意味がないということにあ ると思われる。ということは、逆に、そうであるからこそ、必要経費の意義 と範囲について、なお適切な尺度を見出さなければならないことを意味して いる。

第四に、昭和 40 年法の制定される前からの問題として、給与所得の必要 経費の取扱いがあり、この問題が昭和 40 年法の下における所得の捕捉率の 格差の議論と関連して、大いに論じられるようになったことをあげることが できる。所得税制における公平の観点から必要経費に焦点があてられたこと は注目すべき現象である⁽³³⁾。

碓井教授の指摘する以上の四つの点に関して、申告納税制度の採用により、 必要経費が個別納税者の関心事になったこと、申告納税制度と関連して必要 経費該当性が吟味される機会が増大したこと、所得税制における公平の観点 から必要経費に焦点が当てられたことなど、必要経費を取り巻く環境の変化 に鑑みれば、必要経費算入の可否は、個別の事案に応じて、事業内容、場所 等の諸般の事情を総合的に判断して画されるものであるとしても、均一な課

⁽³³⁾ 碓井・前掲注(1)、19頁。

税実務の遂行を期するためには、一定の基準を据えた上で判断されるべきも のであると考える。

第2章 必要経費算入の可否を巡る裁判例

所得税法 37 条 1 項は、必要経費に算入すべき金額として、①別段の定めがあるものを除き、これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額と、②その年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用(償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く。)の額と規定しているだけで、具体的判断基準は定められていない。それだけに必要経費の概念は、法文上不明瞭であり、不確定であって、常に紛争が生じ、論争の的になっている(34)。

以下、本章では、裁判例及び学説等を概観し、必要経費をどのように捉えているのかを確認することとする。

第1節 収入を得る上での「直接性」

所得税法 37 条 1 項は、いわゆる「費用収益対応の原則」によって必要経費を計上する時期に関連して必要経費を二つに区分し、不動産、事業又は雑の各所得のうち、不動産所得並びに山林の伐採、譲渡によるもの以外の事業所得及び雑所得については、売上原価のように収入に直接対応させる費用(個別対応)と、販売費、一般管理費のようにその年分の費用(期間対応)とするものから成るものとしている(35)。

このうち前段が個別対応の費用であり、「別段の定めがあるものを除き、これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額」(以下「売上原価等」という。)と規定しており、これはその文言の解釈から、その年分の収入と費用とを個別的に対応せしめ、収入を得るために支出された(必ずしも「収入を得る目的で支出された」というように狭く解する必要はなかろう。)費用のうち、具体的にその年分の収入に直接関係の

⁽³⁴⁾ 吉良実「課税所得計算における必要経費」シュトイエル 100 号 13 頁、15 頁(1970)。

⁽³⁵⁾ 武田・前掲注(1)、3297頁。

ある費用 (売上原価はその例示と解される。)、つまりその年分の収入と直接因果関係のある費用で、その年の収入に個別的に対応する直接費のみがこれに該当することとなる⁽³⁶⁾。すなわち、特定の収入との直接的な因果関係(収入を得る上での「直接性」)の有無が売上原価等の判断基準であることがわかる。

この点について争われた裁判例がある。本件は、元々、原告が所得税に係る 課税処分(以下「別件各更正処分等」という。)の取消訴訟を提起したことが発端となっている。つまり、原告が提訴後、1審で敗訴、2審で逆転勝訴したことから、控訴審判決で不服とした原処分庁が上告したところ、控訴審への差戻しが命じられ、結局、控訴審で原処分の一部が取り消されることとなり(以下、これら一連の裁判を「本件訴訟」という。)、原告に過納金及び還付加算金が還付された。

そこで、原告が、本件訴訟に要した費用等(以下「本件訴訟費用等」という。) 及び別件各更正処分等に係る所得税等の納付に充当するための借入金から生じた支払利息は、判決の確定に伴って受領した還付加算金を得るために直接要した費用であるから、雑所得の金額の計算上、必要経費に該当するなどと主張して更正の請求をしたところ、原処分庁が、本件訴訟費用等については必要経費に該当しないとして更正処分を行ったことから、原告が、その一部の取消しを求めた事案である。

これに対して裁判所は、「『直接に要した費用』とは、その文言及び同条項 [= 所得税法 37条1項]が、収入と個別に対応する費用(前段)と収入の年に対応する費用(後段)で構成されていることからすれば、当該所得との関係で個別的に対応した費用を指すものと解すべきことは明らかである。しかし、還付加算金は、過納金の還付に当たり、租税を滞納した場合に延滞税等が課せられることとの均衡から、過納金の納付の翌日から還付の日までの期間に応じて当然に支払われる一種の利子と解するのが相当である。したがって、本件還付加算金も、前件訴訟によって得られたものではなく、本件還付加算金の取得に前件

⁽³⁶⁾ 吉良実『所得課税法の論点』266頁(中央経済社、1982)。

訴訟費用等を要したとの対応関係は認められない。また、本件還付加算金発生の前提となる本件過納金も、前件訴訟によって当然に得られたものではない。すなわち、前件訴訟の効果は、別件各更正処分等が取り消され、取り消された処分が当初からなかったのと同じ状態になるところにあるのであって、当該処分に基づく納付金があった場合に、これが還付されるのは、前件訴訟の反射的効果にすぎない。このように、前件訴訟によって本件過納金が生じたとはいえず、本件還付加算金が生じたともいえない以上、原告の主張する前件訴訟費用等は、本件還付加算金を得るため直接に要した費用に当たらない。」として、本件訴訟費用等の必要経費性を否認した。

つまり、還付加算金は、法の規定に基づいて自動的に計算されるものであって、その計算は、課税処分により納税すべき税額の多寡、納税者の当該納付の状況、取消判決の減額の内容、課税庁において利得した期間の長短などすべて客観的な数値に応じて計算されるため、一種の利子と解されている⁽³⁷⁾。このような本件還付加算金の性質から本件訴訟費用等を見た場合、本件訴訟費用等は、所得税の多寡を争うことを目的に本件訴訟の遂行上生じた費用であって、これらの費用の有無及びその多寡は、還付加算金の計算の埒外にあることを踏まえて考えると、本件訴訟費用等は、別件各更正処分等の取消判決を求め、それを成就させるためのみに支出した費用であるといわざるを得ず、一種の利息たる本件還付加算金の必要経費ということはできないのである。すなわち、本件各還付加算金と本件訴訟費用等との間には直接的な因果関係が見出せないため、本件訴訟費用等の必要経費性が否定されたのである。

このように、収入と直接的な因果関係のある費用が必要経費に該当することについては、所得税法 37 条1項の規定上から明らかであることから、売上原価等の個別対応の費用は特定の収入との直接的な関係性(いわゆる、収入を得る上での「直接性」)が求められることについて、格別解釈上の問題は生じるこ

⁽³⁷⁾ 金子・前掲注(21)、686 頁では、「還付金等が還付されまたは充当される場合は、利息として、国または地方団体がそれを保有していた期間(略)の日数に応じ、その金額に年7.3%(略)の割合で計算した金額が加算される(略)。これを、還付加算金という。」と述べている。

とはない。

最近の裁判例においても、売上原価等と総収入金額との対応関係により、必要経費の算入について判断したものはみられない。むしろ、一般的な必要経費の要件で問題となるのは、「総収入金額」との関連性ではなく「事業」との関連性である⁽³⁸⁾。

第2節 業務関連費における「直接性」

1 業務関連費

所得税法 37 条 1 項後段の「その年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用(償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く。)の額」という規定からは、その年分の所得を生ずべき業務(39)について生じた費用のうち、その年において支払債務の確定したもの、つまり、その年において業務の遂行上生じた費用(同項前段の必要経費に該当しないもので、その年の業務の遂行と期間的に対応するもの)で、しかも「債務確定主義」によってその範囲を認識すべきことになる(40)。

すなわち、ある支出が必要経費に算入されるためには、業務関連性を有することが必要とされ、業務関連性をいかに解するかは、所得税法上の必要経費性を判断する上で重要な問題といえる。この業務関連性を文字どおり解釈すれば、業務に関連して支出されたものすべてとした、かなり広範な概念となり、一方、業務関連の範囲を業務遂行上に不可欠な支出と厳密に定義づけるとするならば、当然、その範囲が狭い概念となる(41)。そのため、「これら

⁽³⁸⁾ 成宮哲也「所得税法における会計方法と記帳との関係について」熊本学園会計専門職紀要1号25頁、32頁(2010)。

⁽³⁹⁾ 吉良・前掲注(36)、266 頁では、「これはその年分の所得が『現実に生じた業務』 というよりは、その範囲が広く、例えば、全然所得の生じなかった業務、又はマイナスの所得が生じた業務であってもよい」と述べている。

⁽⁴⁰⁾ 吉良·前掲注(36)、266 頁。

⁽⁴¹⁾ 林仲宣『所得税法・消費税法の論点 判例・裁決例からみた法解釈の実際』39 頁

の所得を生ずべき業務について生じた費用」という文言をめぐり、ある支出がこれに該当するのか、すなわち、「所得を生ずべき業務」と関連性を有するのか、そもそも、その業務関連性とはどのように解するのか、どの程度の業務関連性まで必要とするのか、という問題については議論が絶えないところである。

以下では、裁判例と学説により、その判断基準を検討することとする。

2 裁判所の業務関連性に対する判断基準

○ 横浜地判昭和 54 年 7 月 18 日税資 106 号 23 頁【判例 1】

「前記事業所得の金額の計算における必要経費が費用収益対応の原則に基づくものであることからすれば、事業所得における必要経費は、当該事業について生じた費用で、事業の遂行上必要な費用でなければならず、従って、右にいう『業務の用に供される資産』というためには、当該業務の内容と当該資産の種類、形状、性質等を対比考量して、その使用状況が当該業務遂行に直接寄与する程の関連性をもち、当該資産の使用が業務の遂行上必要なものと客観的に判断される場合でなければならない。」(下線筆者)

○ 水戸地判昭和 58 年 12 月 13 日税資 134 号 387 頁【判例 2】

「当額支出が必要経費として控除されるためには、<u>それが事業活動と直接の関連をもち、</u>事業の遂行上必要な支出であることを要するのであるが、当該支出が必要経費に該当するということは、結果的には原告に有利な事実であり、かつ、これらの支出に関する証拠資料について、原告の方がより収集しやすい立場にあることは明らかである。・・・(中略)・・・しかしながら、たとえ右ボートが、クラブ『夕顔』及びレストラン『東湖』の顧客を乗せるものであって、原告が個人的に楽しむためのものではないとしても、クラブ及びレストラン営業とボートの所持及び管理に要する支出と

が客観的にみて直接関連するものであるとは到底認めがたく、他に、右支 出が必要経費であるとする立証はない。」(下線筆者)

- 大阪高判平成 10 年 1 月 30 日税資 230 号 337 頁⁽⁴²⁾ 【判例 3 】 「所得税法においては、ある支出が必要経費として控除され得るために は、それが客観的にみて事業活動と直接の関連をもち、事業の遂行上直接 必要な費用でなければならないというべきである。」(下線筆者)
- 東京地判平成6年6月24日税資201号542頁(43)【判例4】 「業務を営む者が支出した費用のうち、必要経費に算入されるのは、それが事業活動と直接の関連を有し当該業務の遂行上必要なものに限られるべきであり、それ以外の費用は家事費(同法45条1項)に該当し、必要経費には算入されないというべきである。」(下線筆者)
- 青森地判昭和 60 年 11 月 5 日税資 147 号 326 頁⁽⁴⁴⁾【判例 5】 「或る支出が所得税法 37 条 1 項の必要経費として総所得金額から控除されうるためには、客観的にみてそれが当該事業の業務と直接関係をもち、且つ業務の遂行上通常必要な支出であることを要し、その判断は当該事業の業務内容など個別具体的な諸事情に即し社会通念に従って実質的に行われるべきである。・・・(中略)・・・右借入金の支出は、実質的にみれば原告の長男の大学入試に関連してなされたもので、医療事業の業務と直接関係し、業務の遂行上通常必要な使用ではないから、その支払利息たる本件各申告利息も、損益計算書に計上されたか否かにかかわらず、必要経費に該当しないことになる。」(下線筆者)
- 津地判平成 18 年 4 月 27 日税資 256 号順号 10380 【判例 6 】 「これらの規定[=所得税法 37 条 1 項及び同法 45 条 1 項 1 号]からすれ

⁽⁴²⁾ 引用箇所は、原審神戸地判平成9年2月17日税資222号456頁の一部を変更して論じた部分である。なお、最判平成12年7月17日税資248号343頁において、上告は棄却されている。

⁽⁴³⁾ この判断は、控訴審東京高判平成8年4月26日税資216号311頁及び上告審最判平成9年10月28日税資229号340頁で是認されている。

⁽⁴⁴⁾ この判断は、控訴審仙台高判昭和 61 年 10 月 31 日税資 154 号 413 頁及び上告審 最判昭和 62 年 7 月 7 日税資 159 号 31 頁で是認されている。

ば、ある支出が必要経費として控除されうるためには、<u>それが事業活動と直接の関連をもち、</u>事業の遂行上必要な費用でなければならない。そして、 その必要性の認定は、関係者の主観的判断を基準としてではなく、客観的 基準に即してなされるべきものと解するのが相当である。」(下線筆者)

○ 広島地判平成 13 年 10 月 11 日税資 251 号順号 9000⁽⁴⁵⁾ 【判例 7】

「ある支出が必要経費として控除されるためには、それが事業活動と直 接の関連性を有し、事業の遂行上必要な経費でなければならない。そして、 必要経費を収入金額から控除して、投下資本の回収に該当する部分につい ては課税しないという法の趣旨からすれば、利益の実現した部分と投下資 本の回収部分とは明確に区分されなければならないのであって、前記必要 性及び関連性の判断は、関係者の主観的判断を基準とするものではなく、 客観的にされなければならないということはいうまでもない。原告は、販 売費や一般管理費のように特定の収入に結びつけて考えることのできない 費用があり、それらについては直接的な関連性は要求されないと主張する。 確かに、販売費や一般管理費など一般対応の費用は、その支出の性質上、 特定の収入に対応させて考えることはできず、直接性の要件は不要とも思 われる。しかし、上記のとおり、必要経費において、直接的な関連性が要 求されるのは業務に対してであって、常に特定の収入に関連性が要求され るわけではない。上記のような必要経費控除の趣旨からすれば、販売費や 一般管理費のような一般対応の費用についてだけ、業務との関連性を緩和 し、単に業務と関連ないし付随した支出を必要経費として認め、これを控 除の対象とするのは相当ではなく、所得税法 37 条1項の「その他これら の所得を生ずべき業務について生じた費用」にいう「業務について」とは、

⁽⁴⁵⁾ この判断に対して、控訴審広島高判平成 16年1月22日税資254号順号9525では、原告の一部を認め、別件各更正処分等をいずれも取り消す旨の判決を言い渡したため、課税庁側は、控訴審判決を不服として、最高裁判所に対し、上告したところ、上告審最判平成16年11月26日税資254号順号9836では、控訴審判決の一部を破棄し、広島高等裁判所に差し戻した。差戻控訴審広島高判平成17年5月27日税資255号順号10040では、別件各更正処分等の一部を取り消し、その余の請求を棄却する旨の判決を言い渡し、同判決は確定した。

直接に関連しての意味に限定して解するのが相当である。したがって、販売費や一般管理費のような一般対応の費用には、直接関連性の要件が不要であるとの原告の主張は採用できない。」(下線筆者)

○ 千葉地判平成 17 年 11 月 11 日税資 255 号順号 10200⁽⁴⁶⁾ 【判例 8】

「本件各損失額を事業所得の計算上、必要経費に算入するためには、[1] 本件各貸付等が、それ自体独立して法 27 条1項にいう「事業」と認められるか、[2] 本件各貸付等が、税理士業の業務遂行と密接な関係があり、その貸倒等が事業所得を生ずる税理士業の業務に関連又は付随する業務の必要経費に該当すること、すなわち、客観的に見て、本件各貸付等が当該事業の業務と直接関係を持ち、かつ、業務遂行上通常必要であることを要するというべきである。」(下線筆者)

○ 東京地判平成23年8月9日未公刊【判例9】

「事業所得の金額の計算上必要経費が総収入金額から控除されることの趣旨は、投下資本の回収部分に課税が及ぶことを避けることにあると解されるところ、個人の事業主は、日常生活において事業による所得の獲得活動のみならず、所得の処分としての私的な消費活動も行っているのであるから、事業所得の金額の計算に当たっては、事業上の必要経費と所得の処分である家事費とを明確に区分する必要がある。・・・(中略)・・・事業所得の金額の計算上必要経費が総収入金額から控除されることの趣旨や所得税法等の文言に照らすと、ある支出が事業所得の金額の計算上必要経費として控除されるためには、当該支出が所得を生ずべき事業と直接関係し、かつ当該業務の遂行上必要であることを要すると解するのが相当である。そして、その判断は、単に事業主の主観的判断によるのではなく、当該事業の業務内容等個別具体的な諸事情に即して社会通念に従って客観的に行われるべきである。そうすると、本件各支出が原告の事業所得の金額の計算上必要経費として控除されるためには、本件各支出が原告の事業所得を

⁽⁴⁶⁾ この判断は、東京高判平成 18 年 3 月 16 日税資 256 号順号 10346 で是認されている。

<u>生ずべき業務と直接関係し、</u>かつその業務の遂行上必要であることを要するということになる。」(下線筆者)

以上のように裁判例からは、業務関連性の判断は、事業(業務)活動との 直接の関連性の有無を基準にしていることが確認できる。

3 学説

次に、業務関連性に関する学説を確認する。

〇 金子宏教授

「ある支出が必要経費として控除されうるためには、それが事業活動と 直接の関連をもち、事業の遂行上必要な費用でなければならない。」⁽⁴⁷⁾

〇 碓井光明教授

「事業所得の必要経費は、当該事業の業務と関連性をもった経費でなければならない。しかし、このように述べるだけでは、家事費を識別するのに不十分である。所得税法 37 条のみに即していえば、業務について生じた費用であればよいように見えるが、施行令の家事関連費に関する規定 (96 条)によれば、業務の遂行上必要であることが要求される。したがって、業務とわずかな関係があるというだけで必要経費となるものではない。」 (48)

業務との直接的な関連性が必要であると明言されていないが、強い結び つきを要求していると解される。

○ 占部裕典教授

「最高裁平成9年10月28日判決(税資229号340頁)は、業務を営む者が支出した費用のうち必要経費に算入されるのは、それが事業活動と直接の関連を有し当該業務の遂行上必要なものに限られるべきであり、それ以外の費用は家事費に該当し、必要経費には算入されないと判示し、原判決・控訴審東京高裁平成8年4月26日判決を正当であると判示してい

⁽⁴⁷⁾ 金子・前掲注(21)、253 頁。

⁽⁴⁸⁾ 碓井·前掲注(24)、67 頁。

る (第一審東京地判平 6.6.24、控訴審東京高判平 8.4.26 参照)。これは、 必要経費の外延を画するものとして所得税法 37 条の解釈上導かれている ものである。」 ⁽⁴⁹⁾

○ 清永敬次教授

「所得税は納税者の人的事情をも考慮して課税されるものであるから事業活動との結びつきは必ずしも直接的なものでないことなどから、必要経費としての控除を認めないと思われる。」 (50)

所得税と事業活動との直接性がないことが必要経費として控除されない 理由と述べている。

○ 酒井克彦教授

「必要経費の算入要件である業務関連性については、直接的な業務関連性をいうと解されるところ、かような点を説明するために『専ら』や『やむを得ない』というような用語が示されている例が多いようにも思われる。」 (51)

○ 佐藤英明教授

「消費との区別を厳格に行ない、かつ、特定の所得類型との結びつきを明らかにする必要があることから、必要経費は、所得を得るための特定の経済活動(所得稼得活動)との結びつきによって判断すると理解されてきました。すなわち、特定の経済活動と直接の関連を有し、その経済活動を行なうために客観的にみて必要な支出が必要経費であるとされてきたのです。」 (52)

以上のように、学説においても業務関連性は、業務(事業)活動と直接的な関連性を有することが必要と考えられている。

⁽⁴⁹⁾ 占部裕典「経費支出の『直接性』『必要性』をめぐる税務の基本的スタンスー直接 関連性要件と通常必要性要件はどのように用いられているかー」税理 48 巻 7 号 28 頁、29 頁 (2005)。

⁽⁵⁰⁾ 清永敬次『税法 [第7版]』107頁 (ミネルヴァ書房、2007)。

⁽⁵¹⁾ 酒井克彦「必要経費と家事関連費(中)-収入・必要経費を巡る諸問題-」税務 事例 40 巻 4 号 53 頁、56 頁 (2008)。

⁽⁵²⁾ 佐藤英明『スタンダード所得税法〔補正版〕』244頁(弘文堂, 2010)。

4 小括

業務関連性に関する判断基準を裁判例及び学説により確認したところ、業務関連費として必要経費に算入されるためには、単に業務との関連性があればよいということだけでは足らず、業務との直接的な関連性が要求される。

業務関連性について、どの程度であれば、必要経費とされるのであろうかという問題に対して、業務関連性を最も厳格に解するならば、業務遂行上不可欠な要素となっている費用のみが必要経費となるが、所得税法 37 条 1 項が "収入を得るために直接要した費用"のほかに、"業務上の費用"を認めていることからして、このように解するのは狭すぎる。逆に、具体的に支出された費用が、業務の遂行に何らかの関連さえあれば、それは必要経費かというと、我が国の所得税法は、ネット・インカムを課税対象として、家事費や家事関連費の控除を原則として認めていないことを考えると、この見解は余りにも広すぎる。したがって、所得税法はこれらの両面を考慮して、「直接」という用語を用いてその範囲を画しているものと解される。

しかしながら、業務との直接的な関連性が必要経費算入の判断基準になるといっても、その範囲が明確化されたとは必ずしもいえない。すなわち、何が直接で、どういう状態の場合に業務との直接的な関連性を有しているのかという、いわゆる「直接性」の解釈が各人によって異なるからである。実際、この「直接性」を判断する指標は一様でなく、社会通念によって判断するとする裁判例(54)などさまざまな基準を用いて判断されているのが現状であり「直接性」の内容や判断基準は不明確といわざるを得ず、租税法律主義の観点からしても、公平な税務執行の観点からしても、租税法律主義及び均一な課税実務の執行に資するためにも整理が必要である。

⁽⁵³⁾ 名古屋地判平成5年11月19日税資199号819頁。

⁽⁵⁴⁾ 大阪地判昭和 51 年 5 月 18 日税資 88 号 774 頁。

第3章 業務関連費における「直接性」の内容

業務関連費については、業務との直接的な関連性(以下「直接的業務関連性」 という。)が必要であることは、既に見てきたとおりである。

しかしながら、具体的事例において特定の支出が直接的業務関連性を有する か否かを判断する場合には、更に、直接的業務関連性の要件の存在意義や趣旨 を検討し理解する必要がある。

また、直接的業務関連性の判断にあたっては、個人事業者の様々な経営方針に基づく自由な経済活動を原則として肯定し、これを分析し、判断しなければならない。しかも、個人事業者は、支出時における社会的事情、経済的事情などあらゆる諸事情を考慮した結果に基づいて経済活動を行っており、その支出の動機・目的、金額などは各人で異なるものである。これらの点を踏まえると、形式的基準によるのではなく、実質的判断基準を設定する必要があると思われる。

そこで、本章では、直接的業務関連性の要件の存在意義や趣旨を明らかにしたうえで、直接的業務関連性を基準に判断したこれまでの裁判例を検討する。 そして、そのなかから統一的な要素又は共通の判断要素を抽出することにより、 直接的業務関連性の範囲及びその判断基準を検討することとする。

第1節 業務関連費における「直接性」の意義

第1章で確認したように、明治 20 年の所得税法には「必要経費」の文言は使われておらず、控除費用として「製造品ノ原質物代価、販売品ノ原価」その他の主要な費用が列記されていた。所得税法上「必要経費」の概念が登場したのは、明治 32 年の全文改正で、同時に同法施行規則においてその具体的な項目が例示された。このような必要経費に関する規定は、その後多くの税制改正がなされ、昭和 40 年全文改正では、法人税法の損金に関する規定とほぼ対応する形で必要経費に関する規定が整備され、期間対応の費用(いわゆる業務関

連費)が規定され、「別段の定め」として別途資産損失に関する規定が設けられる構成がとられ、現在に至っているのである。この期間対応の原則が取り入れられたのは、当時の実情に合わせたもので、その内容の実態においては、従前と殆ど変らないといわれている(55)。

ところで、既に述べたように、必要経費該当性の判断に関しては、売上原価等の個別対応の費用に関して争われる事案がほとんどなく、業務関連費に関して争われるものが多数を占めている。

直接的業務関連性の要件はいかなる機能をもち、いかなる意義を有するものであろうか。必要経費の基本的考え方、必要経費の意義及び必要経費の問題状況から考察すると次のようになると考えられる。

第一に、業種・業態の多様化が進み、事業の経営方針も千差万別である状況の下、担税力の指標となる課税所得は、個人事業者の公平負担を実現すべく構成されなければならない。特に個人事業者は、生活手段のため収益を獲得し、消費生活を維持していく自然人であるので、ある支出が、必要経費に算入されるか否かは、収入の獲得に向けられた経費であるのか、消費支出であるのかを判別しなければならない。個人事業者においては、企業と家計が必ずしも明確に分離されていないところから、必要経費の概念確定のために所得税法上は、純資産増加説を基調としつつも、「費用収益対応主義」(個別または期間)と「家計費排除の原則」が導入されており(56)、特に家事費排除の要請により、収益又は業務との対応関係が厳しく解釈されなければならない。したがって、消費支出と生産活動のための支出とを厳格に区分する基準が必要となるのであって、その判断基準が直接的業務関連性になるのである。すなわち、直接的業務関連性の要件は、消費支出に対応する支出を排除し、真に投下資本に対応する部分を認識するために設けられたものであるといえる。

第二に、必要経費控除は、課税所得を減少させる要因であるので、個人事業 者は、可能な限り多くの必要経費控除を得たいという願望をもっている。必要

⁽⁵⁵⁾ 柿谷・前掲注(8)、38 頁、橋本・前掲注(10)、27 頁。

⁽⁵⁶⁾ 東京地判昭和53年2月27日判タ374号156頁。

経費の判断は、第一次的には個人事業者の判断によることから、この必要経費該当性の判断を個人事業者の主観的判断にのみ委ねていたのでは租税の負担を不当に減少させる結果が生じる場合がある。そこで、客観的な直接的業務関連性という指標を設定することによって租税負担の不当な減少を防止するのである。

第2節 業務関連費における「直接性」の判断要素

ところで、碓井光明教授は、「業務について生じた費用という場合に、その支出に着目して、業務目的であるか否かを基準にする考え方がある。また、業務遂行の結果生じたものであるか否かという結果に着目する考え方がある。さらに、いわゆる費用と収益との対応という考え方に立って、収益に貢献するものであるか否かを問題にする思考方法もある。これらの考え方は、互に矛盾ないし排斥しあうのではなく、同一のことを別の角度からみているというべきものであるかも知れない。」として、業務関連性は、一般的には、業務遂行目的で生じたといえるかという目的基準によって判定されると述べている(57)。

引用文中で述べているこの考え方については、「業務遂行の結果生じたものであるか否かという結果に着目する考え方」については、業務の遂行は所得稼得という目的意識を持ってなされ、したがって、業務関連費は結局、業務目的で行った結果生じた支出ということができるから、「その支出に着目して、業務目的であるか否かを基準にする考え方」と何ら変わる事はないと考えられ、また、「収益に貢献するものであるか否かを問題にする思考方法」についても、その支出の目的が当該業務の収益獲得に直接的に関係あるか否かということが判断基準になるから、結局は「その支出に着目して、業務目的であるか否かを基準にする考え方」とあまり変わりない。それゆえ、碓井教授の考え方は、「その支出に着目して、業務目的であるか否かを基準にする考え方」とあまり変わりない。それゆえ、碓井教授の考え方は、「その支出に着目して、業務目的であるか否かを基準にする考え方」に集約されると考

⁽⁵⁷⁾ 碓井光明「税務における『業務関連性』の諸問題」税理29巻6号8頁、9頁(1986)。

えられている。

また、酒井克彦教授は、「必要経費とは、業務を行うに当たっての投下資本であるから、業務に必要かつ関連性を有する費用として納税者が支出したものであるか否かという点から観察されるべきであると考える。すると、納税者がかかる費用をどのような意図で支出した点が軽んじられてはならないように思われるのである。」と述べている(58)。この見解においても、業務関連性については、支出の目的・意図が一つの判断要素であると考えられる。

しかしながら、必要経費は、関係者の主観的判断を基準としてではなく、客観的基準に即してなされなければならない⁽⁵⁹⁾。目的・意図はあくまで主観的なものであるため、客観的な表象を通して確認されることによって、客観性が担保されるべきであり⁽⁶⁰⁾、そして、客観的な判断をするための補充的な基準として、支出に応じて、社会通念、直接必要、通常かつ必要などと使い分けていると解されている⁽⁶¹⁾。したがって、直接的業務関連性の判断においては、支出の目的・意図が判断要素の一つではあるが、その客観性が担保されていなければならず、この客観性が担保されることこそが直接的業務関連性の要点である。

以上のように、支出の目的・意図の客観性が担保されるための判断要素を検 討することが直接的業務関連性の内容を理解することにつながると考えられ る。

第3節 判例に基づく検討

1 横浜地判昭和54年7月18日【判例1】

(1) 事案の概要

原告は、ホテルAを経営する個人事業者であり、原告の夫はホテルBの 経営をする法人Zの代表取締役である。

⁽⁵⁸⁾ 酒井・前掲注(51)、54頁。

⁽⁵⁹⁾ 金子・前掲注(21)、253 頁。

⁽⁶⁰⁾ 酒井·前掲注(51)、54 頁。

⁽⁶¹⁾ 碓井・前掲注(57)、13 頁。

法人ZはホテルBの別館を建築するため、土地(以下「本件土地」という。)を購入することとし、法人Zは、本件土地の売買契約後その購入資金の融資方を取引金融機関に申し込んだところ、取引金融機関は、本件土地を取得してホテルを建てるのであれば、現在取引があり実績もあるホテルAの経営者である原告名義での申込みの方が手続を進めやすいとの意向であった。法人Zは、名義については、原告の名義で融資を受け、かつ土地を取得しても、原告から本件土地を借りることにすれば土地の使用について何ら問題なくホテルの別館を建てられると考え、取引金融機関の意向を汲み、原告名義で融資の申込みを行った。ところが、本件土地購入後、付近の住民によるホテル建築反対運動が起こり、原告の夫が住民の説得にあたったが、住民の同意を得られないことから、建築確認が受けられず、ホテル建築を一時断念することとなった。

そこで、原告は本件土地をホテルAの支配人、原告の夫又は駐車場はないかと申し出たホテル客に対しての駐車スペースとして使用するようになった。なお、当時、ホテルAの顧客のうちには路上駐車している者が相当数いたにもかかわらず、ホテルAでは駐車場があるとの宣伝は何らしていなかった。

本件の争点は、本件土地に係る登録免許税及び借入金利子等を原告の事業所得の計算上必要経費として控除すべきか否かということである。

原告は、業務用資産として購入した資産につき、不測の事態発生のため、 当初の目的に使用することができなくなり、これを他の事業目的のために 使用している場合、その使用が極めて小規模であり総収入金額に対する寄 与の程度が極めて少なかったとしても、その使用が事業の目的に沿ってな されており、業務上の使用と認められる限り、これを事業用に使用してい るとみて、本件土地に係る登録免許税及び借入金利子等は、必要経費に算 入されるべきであると主張した。

これに対して、課税庁側は、駐車の形跡が認められる部分は、本件土地のごく一部分であり、その他の部分は、コンクリート片、瓦礫等が散在し

ているような状態であったこと、その間駐車場が存在することについて何ら顧客にこれを周知宣伝する手段を講じていないこと、原告は本件土地をホテルBの別館建築の目的で取得したものであり、当初から駐車場に利用する意図は持っていなかったこと、などを併せ考えると、原告のホテルAの経営には、駐車場の必要性は全くなかったというべきであり、仮に、本件土地の一部を顧客の駐車場としていたとしても、右のような限定された使用方法及び態様のもとにおいては、これをもって、本件土地が原告の事業の遂行につき必要であったということはできないとして本件土地に係る登録免許税及び借入金利子等の必要経費性はない旨の主張をした。

(2) 裁判所の判断

裁判所は、本件土地に関しては、「利用手段が多岐にわたる資産であることから、事業所得以外の所得の基因たる資産ともなりうるものであり」、また、「家事の用に使用し若しくは転用できない固定資産とはいえない」ものであることから、本件土地に係る登録免許税及び借入金利子等が、「事業所得の金額計算上必要経費にあたるといいうるためには、事業者である原告の取得目的や主観的意思において業務の用に供される資産であるというだけでは足りず、当該固定資産の具体的使用状況から、事業所得以外の所得の基因たる資産としての利用ないし家事用としての利用などと明確に区別しうる程度に業務の用に供されているものと判断しうる場合であるか、他に明らかに業務の用に供されるものと推認しうる特段の事情が必要であるというべきである。」と判示した。

さらに、裁判所は、「事業所得における必要経費は、当該事業について生じた費用で、事業の遂行上必要な費用でなければならず、従って、右にいう『業務の用に供される資産』というためには、当該業務の内容と当該資産の種類、形状、性質等を対比考量して、その使用状況が当該業務遂行に直接寄与する程の関連性をもち、当該資産の使用が業務の遂行上必要なものと客観的に判断される場合でなければならない。」と直接的業務関連性が必要経費の算入要件であることを判示した。

そして、本件土地は、駐車場用地として取得されたものではなく、法人 Zが本件土地にホテルBの別館を建築するため、原告において取得することになったという取得目的及び取得の経緯、さらには、本件土地の状況、利用状態などに照らせば、原告の夫や顧客の車をごく限られた一部の一時的利用させたことのみで、本件土地がホテルAの事業の用に供されていたと認めることは相当でないし、また、本件土地の利用がホテルAの事業と関係がないとはいえないとしても、原告の事業経営に直接寄与する利用であり、事業の遂行上必要な利用がなされていたものとは到底認められない、として本件土地に係る登録免許税及び借入金利子等の直接的業務関連性を否定し、必要経費性を否認した。

(3) 検討

業務関連性を判断するメルクマールは、その支出がいかなる対象に向けられたものであるかどうかによって異なるものと考えられており、物(資産、備品など)の購入対価や維持管理費等の支出の扱いは、それらの資産、備品が現実に業務用に供されているか否かがメルクマールとなる(62)。

本件土地は現実に業務の用に供されている資産か否か明らかでないことから、本件土地の購入目的・使用目的、さらには本件土地と業務との関連性の程度が問われている。

そして、裁判所の「右にいう『業務の用に供される資産』というためには、当該業務の内容と当該資産の種類、形状、性質等を対比考量して、その使用状況が当該業務遂行に直接寄与する程の関連性をもち、当該資産の使用が業務の遂行上必要なものと客観的に判断される場合でなければならない。」との点から、本件土地と業務との関連性は、本件土地使用によるホテル業務への寄与性を判断要素としていると解される。

そのうえで、本件土地の購入目的は原告の事業目的からのものではない こと、また、本件土地の状況や原告の夫や顧客の車をごく限られた一部の

⁽⁶²⁾ 碓井・前掲注(57)、9頁。

一時的な利用をさせたのみであったという使用状況から、ホテルの事業に 全く関係を有しないとはいえないとしながら、原告の事業経営に直接寄与 する利用であり、事業の遂行上必要な利用がなされていたものとは到底認 められないとして、本件土地の購入に係る登録免許税及び借入金利子等と 原告のホテル業務との直接的業務関連性を否定している。事業所得以外の 所得及び家事費との区分の関係から、本件土地使用が原告の事業経営とわ ずかな関係があるというだけでなく、本件土地の使用による効果が業務へ 直接寄与する程のものと認定できない限り、直接的業務関連性は否定され ると解される。

一定規模以上の事業を行う場合には、将来の必要性に備えて予め土地を 取得しておくことが考えられるが、用途の特定していない場合には、業務 用資産ということは困難であるといえる⁽⁶³⁾。

2 水戸地判昭和 58 年 12 月 13 日【判例 2】

(1) 事案の概要

原告は、飲食業(クラブ及びレストランの2店舗を経営。)を営む個人事業者であるが、客の接待あるいは交際用のものとしてモーター・ボートを所有していた。そこで課税庁側は、「事業所得に係る必要経費であるというためには、当該事業の業務の維持・遂行上、通常かつ一般的に必要と客観的に認められる費用であることを要するといわなければならない。」として、モーター・ボートを使用することは、原告のような飲食業を営むために、通常かつ一般的に必要であると客観的に認めることはできないため、モーター・ボートに係る支出は、必要経費として認めることはできないとして更正処分を行った。

これに対して、原告側は、所得税法 37 条 1 項は、「通常かつ一般的に」 といったような限定要件は付されておらず、必要経費というためには事業

⁽⁶³⁾ 碓井・前掲注(1)、32頁。

の維持・遂行上、必要な費用であれば十分であり、モーター・ボートは事業の維持・遂行上必要なものと認められるから、モーター・ボートに係る 支出は必要経費に算入されるべきものであると主張した。

(2) 裁判所の判断

裁判所は、「当該支出が必要経費として控除されるためには、それが事業活動と直接の関連をもち、事業の遂行上必要な支出であることを要する」と直接的業務関連性が必要経費の算入要件であることを示したうえで、「原告において、当該支出が単に必要経費に該当すると主張するのみではなく、それが必要経費に該当することをある程度合理的に推測させるに足りる具体的立証を行なわない限り、当該支出は必要経費に該当しないと推認されるものといわなければならない。」と判示した。

そして、モーター・ボートは客の接待あるいは交際用のものであり、クラブ及びレストランの顧客を乗せるものであって、原告が個人的に楽しむためのものではないとしても、クラブ及びレストランの営業とモーター・ボートの所持及び管理に要する支出(保証金、保管料、アンカー、フック購入代、乗船の際の飲食代)とが客観的にみて直接関連するものであるとは到底認めがたく、他に必要経費であるとする立証はないとして、モーター・ボートの所持及び管理に要する支出の直接的業務関連性を否定し、必要経費性を否認した。

(3) 検討

裁判所は、原告の「必要経費というためには事業の維持・遂行上、必要な費用であれば十分」という主張に対して、「必要経費として控除されるためには、それが事業活動と直接の関連をもち、事業の遂行上必要な支出であることを要する」として、ある支出が必要経費として控除されるためには、必要な費用というだけでなく、直接的業務関連性を有する必要があることを判示している。

そのうえで、モーター・ボートが接待・交際用のものであり、クラブ又はレストラン業務で直接使用されている資産ではなく、明確に業務の用に

供している資産とはいえないことから、モーター・ボートの購入(所有)目的を問題にしている。そこで、裁判所は、モーター・ボートの所有の目的は原告が個人的に楽しむためのものではないとしても、客観的に見て直接関連するものであるとは到底認めがたいとして、原告の飲食業とモーター・ボートの所持及び管理に要する支出との直接的業務関連性を否定している。すなわち、単に個人的な趣味用のものでない、いわゆる家事費でないというような理由からでは、その購入目的が業務目的であると認定はされず、原告の飲食業とモーター・ボートを関連付ける積極的な事実が客観的に認められなければ直接的業務関連性が否定され、必要経費性は否認されると考えられる。

同様に、不動産賃貸業を営む者が所有する土地に係る固定資産税等の金額が必要経費に算入されるか否かが争われた東京高判平成5年12月13日行集44巻11・12号1026頁においても、「個人の場合には、その活動は必ずしも営利を目的とするものばかりではなく、獲得した所得や資産を消費する側面も有しているし、また、所得税法は、所得をその発生源泉別に10種類に把握、類別し、それぞれの所得ごとに所得の金額を計算する旨規定している(所得税法21条1項1号)ため、その支出した費用が必要経費と認められるためには当該費用が単に家計上の経費(同法45条1項1号)でないというだけでは足りず、特定の所得又は特定の業務とのつながりを明確にすることが要求される。」と判示しており、単に家事費に該当しないという理由だけでは、直接的業務関連性は認められないと解される。

また、裁判所が「ある程度合理的に推測させるに足りる具体的立証を行なわない限り、当該支出は必要経費に該当しないと推認されるものといわなければならない。」として、具体的立証を要求している点から、モーター・ボートの使用により新たな顧客を紹介してもらえるなど、何らかの便益を受ける可能性があるというような場合であっても、それは単なる期待感であるため、事業関連性を認めるべき具体性に欠けるとして、直接的業務関連性が否定され必要経費性は否認されるものと解される。

3 大阪高判平成10年1月30日【判例3】

(1) 事案の概要

原告・控訴人(以下「X」という。)は、父親が営む不動産賃貸業の青色事業専従者である。Xは、平成2年12月25日、父親が不動産賃貸業の用に供していた土地の一部(以下「本件土地」という。)を贈与(以下「本件贈与」という。)により取得するとともに、不動産賃貸業を開業し、本件土地につき従来の賃貸借契約を維持して、不動産貸付業の用に供した。また、Xは、本件土地について贈与を基因とする所有権移転登記を行い、当該移転登記にかかる登録免許税(以下「本件登録免許税」という。)を納付した。そこで、確定申告にあたり、Xは本件登録免許税を不動産所得の金額の計算上必要経費に算入したが、課税庁側は、本件登録免許税は贈与取得という家事上の行為に伴う家事上の費用というべきで、不動産所得とは直接の関連性は認められないとして、本件登録免許税の必要経費算入を否認し、更正処分を行った。

この処分を不服として、Xは異議申立を行うとともに、本件土地の取得に伴い賦課された不動産取得税も必要経費に算入されるべきであるとして更正の請求を行ったが、課税庁側は異議申立てを棄却する決定を行うとともに、更正の請求に対しては、更正をすべき理由がない旨の通知処分を行った。これに対してXは、それぞれについて適法な不服申立て(棄却)を経て出訴したところ、第一審裁判所(神戸地判平成9年2月17日税資222号456頁)がXの請求を棄却したので、Xが控訴した。

本件の争点は、Xの父親が所有していた不動産賃貸の用に供していた土地の一部を贈与により取得し、従来の賃貸借契約をそのまま維持して、Xが不動産賃貸の用に供していた場合に、本件土地の取得に係る登録免許税及び不動産取得税がXの不動産所得の金額の計算上必要経費に算入されるか否かである。

なお、Xは、本件贈与の目的は、Xの意図する不動産賃貸を行うため、 また、Xの父親は大学の名誉教授であったことから、賃借人とのトラブル 等により父親が非難を受けるのを避けて同人の名誉を守るため、であると 主張している。

(2) 裁判所の判断

第一審裁判所は、「原告は、本件贈与の前にも、本件不動産賃貸に関する 権利をすべて委任され、これを専ら自己の判断で行使していたもので、本 件贈与の前後を通じて本件不動産賃貸における原告の活動は全く変化がな かったのであるから、本件贈与は、本件不動産賃貸に必要なものであった とは認められない。」として、贈与の必要性を否定した。また、本件贈与の 目的が、Xの意図する不動産賃貸を行うため、又は父親が賃貸人とのトラ ブル等により非難を受けるのを避けて同人の名誉を守るためという、Xの 主張に対して、「前記認定の事実によれば、本件贈与の対象になった本件十 地が、父親所有の不動産のうち評価額で約半分であり、父親が、本件贈与 の後も死亡するまで、本件土地以外の不動産を所有していたこと、右不動 産についても貸借人との間で訴訟等のトラブルが生じているものがあった ことが認められるから、賃借人等から父親への非難を避ける目的から本件 贈与がなされたとはいえない。仮にこの目的を達するために、賃貸人の名 義を父親から他の者に移転する必要があったとしても、賃貸人名義を会社 組織等に移転するといった右目的を達するために相当な手段が他にも存在 するから、本件贈与が父親の名誉を守るために必要であったとはいえない。 また、本件贈与の前後で本件不動産賃貸の管理方法が変わっていないこと は前記のとおりであり、原告の意図する不動産賃貸を行うことを妨げる事 情が他に存在したことについて、これを認めるに足りる証拠はないから、 本件贈与が原告の意図する不動産賃貸を行うために必要であったともいえ ない。」として、Xの主張する贈与の目的を否定した。

そして、父親が本件贈与の当時 85 歳という高齢であったこと、Xは、本件贈与及び平成7年の父親からの相続により同人所有の不動産を全部取得したことになること、及び本件土地の一部は父親からの借入れを返済するために売却する予定であったことから、本件贈与は、将来の相続人に対

する相続財産の前渡しとして行われたものと解するのが相当であり、本件 贈与は、家事に関して行われたものであり、本件土地が不動産賃貸の用に 供していたとしても何ら異ならないとして、本件土地の取得に係る登録免 許税及び不動産取得税の必要経費性を否認した。

さらに、本件(控訴審)では、第一審裁判所の判断に加え、「所得税法に おいては、ある支出が必要経費として控除され得るためには、それが客観 的にみて事業活動と直接の関連をもち、事業の遂行上直接必要な費用でな ければならないというべきである。」と、直接的業務関連性が必要経費算入 要件であることを判示したうえで、「先にみた事実によれば、本件費用は、 控訴人が父親から本件土地の贈与を受けたことに伴い生じた費用というこ とができる。そして、贈与は、財産の移転自体を目的とする無償行為であ るから、贈与によって資産を取得する行為そのものは、所得を得るための 収益活動とみることはできないというべきである。控訴人が本件土地の贈 与を受けたことが、不動産賃貸事業の用に供する目的であり、その後同事 業の用に供されたからといって、贈与によって本件土地を取得した行為そ のものの性格に変化はなく、収益活動となるものということはできない。」 としたうえで、「本件贈与は、家事に関して行われたものであり、このこと は、本件土地が不動産賃貸の用に供されていたとしても何ら異ならないと いうべきである。」として、本件土地の取得に係る登録免許税及び不動産取 得税の直接的業務関連性を否定し、必要経費性を否認した(64)。

⁽⁶⁴⁾ 所基通 37-5において、業務の用に供される資産に係る固定資産税、登録免許税 (登録に要する費用を含み、その資産の取得価額に算入されるものを除く。)等は、当該業務に係る各種所得の金額の計算上必要経費に算入する旨定めているところ、平成 17年6月24日付の改正によって、「業務の用に供される資産」には、相続、遺贈又は贈与により取得した資産を含むこととされ、相続等により取得した業務の用に供される資産に係る登記費用等は、各種所得の金額の計算上必要経費に算入されることになった。しかしながら、改正所基通 37-5 の改正の経緯及び理由によれば、相続等により取得した業務の用に供される資産に係る登記費用等は、事業活動と直接の関連をもつ事業の遂行上必要な費用ではなく、本来、必要経費には当たらないところ、最判平成 17年2月1日(判時 1893号 17頁)の結果、業務の用以外の用に供される資産については、相続等により取得した場合と購入により取得した場合

(3) 検討

まず、裁判所は、父親が高齢であったという贈与の時期及びその後の父親の死亡による相続という客観的事実から、本件贈与の目的は相続財産の前渡しであると認定し、本件贈与は、家事に関して行われたものであるとして、本件土地の取得に係る登録免許税及び不動産取得税の必要経費性を否定している。これは、裁判所が本件贈与の目的を問題にし、本件贈与の不動産賃貸業務への影響、変化及び目的の実現の有無を判断材料にして、Xの不動産賃貸業務に対する贈与の効果及び有益性が認定できないことを理由にXの主張する目的に対する贈与の必要性を否定したものと解される。そして、父親が高齢であったという贈与の時期及びその後の父親の死亡による相続という客観的事実から、むしろ、本件贈与の決定的な要素は相続財産の前渡しであると判断したのである。

さらに、「贈与は、財産の移転自体を目的とする無償行為であるから、贈与によって資産を取得する行為そのものは、所得を得るための収益活動とみることはできないというべきである。 Xが本件土地の贈与を受けたことが、不動産賃貸事業の用に供する目的であり、その後同事業の用に供されたからといって、贈与によって本件土地を取得した行為そのものの性格に変化はなく、収益活動となるものということはできない。」として、贈与という行為の性質に着目している。贈与は一般にいうところの経済活動(業務活動)ではなく、「家事」そのものであるため、これに伴い支出された費用が「家事上の経費」に該当するというものである(65)。ところで、直接的

の登記費用等がいずれも取得費とされるのに対し、業務の用に供される資産については、相続等により取得した場合は取得費とされる一方、購入により取得した場合は必要経費に算入され、よって両者の場合の取扱いに差異が生じることとなるため、平成17年1月1日以降の相続等により取得した業務の用に供される資産に係る登記費用等を、購入により取得した場合の取扱いとのバランスに配慮して、必要経費に算入する取扱いにしたというものである。この点については、国税不服審判所平成18年6月8日裁決(裁決事例集71号178頁)参照。

⁽⁶⁵⁾ 中嶋明伸「贈与により取得した事業用資産(土地)に係る登録免許税等の必要経費該当性」税経通信52巻16号228頁、233頁(1997)。

業務関連性の判断のなかで資産の購入対価や維持管理費等の支出の扱いは、資産が現実に業務用に供されているか否かがメルクマールとなるのは既に述べたとおりであり、本件土地は現実に業務の用に供されている資産であるため、本件土地の取得に係る登録免許税及び不動産取得税の直接的業務関連性は認められるべきものである。しかしながら、裁判所は、本件贈与は家事に関して行われたものであるとして、直接的業務関連性を否定している。

このことからすれば、事業の用に供する資産の取得に伴い支出する登録 免許税及び不動産取得税と不動産賃貸業による所得の稼得活動との業務関 連性は、当該登録免許税等が所得税法 45 条 1 項 1 号に規定する「家事上 の経費」に該当すれば、本来なら直接的業務関連性が認められるような支 出であっても、同条により直接的業務関連性は否定され必要経費算入は認 められないことになると考えられる⁽⁶⁶⁾。

同様に、医師が医院建築資金を銀行から借り入れる際に締結した生命保険契約に係る保険料の必要経費性が争われた徳島地判平成元年10月27日税資174号354頁では、保険契約が資金借入れの際に、銀行からの求めに応じて締結されたものであっても、生命保険は、元来、保険契約者が満期の到来若しくは保険事故発生後の自己若しくは近親者の生活のことを慮って加入するものであり、その営む事業とは係りを有しないものであり、したがって、保険契約者が保険者に対して支払う保険料もその事業収入とは本来的に直接の関連性はないのであり、このことは、保険に加入する契機が右認定のようなものであっても変わることはない、として支払保険料の直接的業務関連性が否定されている。すなわち、目的が事業上に関することであっても、保険料の支払は、家事そのものである保険契約に付随しているものであり、事業との直接的業務関連性は否定され、必要経費性は否認されるというものである。なお、控訴審(高松高判平成2年7月30

⁽⁶⁶⁾ 中嶋・前掲注(65)、233 頁。

日税資 180 号 440 頁) 及び上告審(最判平成3年3月8日税資 182 号 585 頁) とも第一審と同様の判断を下している。

このように、現実に業務の用に供されている資産に係る費用であり、本来なら直接的業務関連性が認められるような支出であっても、家事そのものである行為に付随して発生した支出は、直接的業務関連性が否定され、必要経費性が否認されるのである。

4 東京地判平成6年6月24日【判例4】

(1) 事案の概要

原告は、証券外務員として証券会社に所属し、その収入金額は証券外務 員の中でもトップクラスにランクされていた者である。原告は、所属証券 会社から自己取扱いに係る株式取引の受取手数料の 40%を報酬として受 け取っており、これが事業所得の収入金額の内容である。そして、課税庁 が税務調査を行ったところ、原告の帳簿書類等の記帳及び保存状況が不完 全であったこと、原始記録の一部を提示しなかったこと、また、証券外務 員業務に関係のない支払を必要経費としていたことから、原告に対し更正 処分を行った。原告は、これに対して、更正処分のうち一部は認めたもの の、証券金融機関からの借入金に係る支払利息の必要経費算入を否認され たことには納得できないとして本訴を提起した。

原告の主張は、借入金は、原告自らの報酬を上げるために、証券金融機 関数社から原告名義で株式を担保として株式取得資金の融資を申し込み、 原告が融資を受け、顧客に貸し付けたものであるところ、当該証券金融機 関数社からの借入金に係る支払利息は、原告が負担したのであるから、事 業所得の計算上必要経費に算入されるべきであるというものである。

これに対して課税庁側は、①外務員が顧客に対して借入金の利息を負担することは、顧客に対する特別の利益供与行為として禁止されており、通常の外務員の外務行為を逸脱した例外的な行為であること、②原告が本件借入金利息を負担したことを示す帳簿書類等の書証はないこと、③仮に、

原告が、証券金融機関等から資金を借り入れ、右借入金に係る利息を支払ったことが認められるとしても、本件借入金利息が必要経費に算入されるには、収入金額に対応するものでなければならないこと、を理由に本件借入金利息は、収入金額に対応するものとは認められないから、必要経費に算入することはできないと主張した。

本件の争点は、顧客の株式取得資金を調達するために、証券金融機関から資金を借り入れ、これを顧客に貸し付けていたために発生した借入金利息は、事業所得の計算上必要経費に算入されるべきであるか否かである。

(2) 裁判所の判断

裁判所は、「業務を営む者が支出した費用のうち、必要経費に算入されるのは、それが事業活動と直接の関連を有し当該業務の遂行上必要なものに限られるべきであり、それ以外の費用は家事費(同法 45 条 1 項)に該当し、必要経費には算入されないというべきである。」と直接的業務関連性が必要経費の算入要件であることを示したうえで、「本件支払利息を必要経費に算入することができるとするためには、原告が証券金融機関から資金を借り入れたことの事実に加えて、原告が顧客に対し、借入に係る金員を貸し付けたこと、原告と顧客との間において、原告が借入金利息を負担する旨の約定が存在したこと及び顧客が、外務員である原告を通じて株式を取得し、借入金をその資金に充てたことについて、原告が、反証として、これを積極的に主張、立証する必要があるというべきである。」として、受取手数料と借入金利息の事業関連性の有無が問題になるとし、事実認定において事業関連性を肯定すべき客観的証拠がないとして、借入金利息の必要経費性を否認した。

これに対して原告は、事業所得の必要経費のうち借入金利息のような費用は、家事費又は家事関連費として支出されたものでなく、その年分に支出されたことが明らかである以上、必要経費に該当するものであり、第一審判決が、その負担した借入金利息について、受取手数料と借入金利息の事業関連性が必要経費に該当するための要件であるとしているのは、明ら

かに所得税法 37 条に定める必要経費の範囲について法律の解釈・適用を 誤っているものである、と主張するも、控訴審(東京高判平成8年4月26 日税資216号311頁)及び上告審(最判平成9年10月28日税資229号 340頁)とも、第一審と同様の判断を下した。

(3) 検討

借入金は、それが実質的に業務に充てられているといえるのか否かをめ ぐって、業務関連性が問われることが多い⁽⁶⁷⁾。

本件では、裁判所は、課税庁側と同様、受取手数料収入と借入金利息の 事業関連性の有無を問題にしており、借入金利息を事業所得の計算上必要 経費に算入するためには、①原告が証券金融機関から資金を借り入れたこ と、②原告が顧客に対し、借入に係る金員を貸し付けたこと、③原告と顧 客との間において、原告が借入金利息を負担する旨の約定が存在したこと、 ④顧客が、外務員である原告を通じて株式を取得し、借入金をその資金に 充てたこと、の四条件を充足することが必要であるとしている。原告の借 入目的からすれば、借入金利息と受取手数料収入との間に因果関係がある のが通常であることからこのように判断したものと考えられる。

また、顧客と金銭及び有価証券等の貸借を行うことが禁止されている等の事実から、借入金の業務関連性が薄いとみられ、事業関連性を欠くという推定の下に、判断が進められている。この点については、裁判所が「原告の右借入れ及び本件支払利息の支払が、直ちに事業に関連するもの、すなわち、受取手数料収入を得るためのものと判断すべき経験則は存在しないと考えられる」との判示内容から確認できる。以上から、原告の家事費として支出されたものではないという主張のみでは、直接的業務関連性は否定され、本件支払利息が事業所得の必要経費に算入されるためには、収入との間の因果関係が必要となり、上記の四条件のような具体的な(厳格な)客観的事実が求められるのである。

⁽⁶⁷⁾ 碓井・前掲注(57)、12頁。

5 青森地判昭和60年11月5日【判例5】

(1) 事案の概要

原告は、医療を業とする青色申告者である。原告は、A銀行G支店から昭和54年4月27日に3,000万円、同55年2月5日に2,000万円(以下、「本件借入金」という。)を借り入れ、同支店の原告名義で、原告がこれを事業専用口座と称して事業用の現金の出入に用いている普通預金口座に各同日3,000万円及び印紙代1万円を控除した1,999万円が振り込まれた。その後、それぞれ同日右口座から手数料500円及び印紙代1万2,100円を加算した3,001万2,600円及び右口座中の1万円を加算した2,000万円が引き出された。

昭和54年4月27日借入れの3,000万円は、原告がカセットレスX線テレビ装置を購入する名目で借り入れたものであるが、原告はその後の同54年中及び同55年中には医療機器を購入しておらず、右借入日に前記口座から引き出された3,001万2,600円のうち3,000万円が予備校であるN進学医学部特訓教室(以下「予備校」という。)のF銀行K支店の普通預金口座に送金された後、予備校に送金された。

そこで、原告が本件係争年中(昭和54年ないし昭和56年)に支払った本件借入金に係る支払利息の全額(昭和54年分143万3,749円、昭和55年分377万7,766円、昭和56年分347万0,121円)を各年分の必要経費として申告をしたところ、課税庁側は、本件借入金の支出は、原告の長男の大学入試に関連して予備校に送金供託するためのものであるから、事業上の資金繰りのための借入金とはいえず、その利息は必要経費でないと主張した。

これに対し、原告側は、預金の引出しは、それまで事業に投下していた 事業元入金の一部引出しとして事業専用普通預金から引き出された日常的 な正常な資本取引であって、引き出された当該普通預金の発生原因(借入 資金か否か等)とは理論的に関係はない。また、借入資金が新たな事業用 財貨、用益の対価の支払資金に直接当てられる場合(資本の追加的調達) のほか、事業に使用されていた事業資本の返済資金になること(資本の維持的調達)もまた事業用に使用されたことになると主張した。

本件の争点は、借入金を事業用専用預金口座に入金して、これを入学資金として支出した場合の借入金利息が事業所得の金額の計算上必要経費に該当するか否かということである。

(2) 裁判所の判断

裁判所は、「或る支出が所得税法 37 条 1 項の必要経費として総所得金額 から控除されうるためには、客観的にみてそれが当該事業の業務と直接関係をもち、かつ業務の遂行上通常必要な支出であることを要し、その判断 は当該事業の業務内容など個別具体的な諸事情に即し社会通念に従って実質的に行われるべきである。」と直接的業務関連性が必要経費の算入要件であることを示したうえで、本件借入金利息の直接的業務関連性を否定した。 具体的に、本件各借入金は、原告主張のように原告が事業に用いる事業用専用預金口座に振り込まれ、貸借対照表上借入金と処理され、その引出しも原告の元入金の引出しとして事業主勘定で処理されたとしても、右借入金の支出は実質的にみれば原告の長男の大学入試に関連してなされたもので、医療事業の業務と直接関係し、業務の遂行上通常必要な使用ではないから、その支払利息たる本件各支払利息も損益計算書に計上されたか否かにかかわらず、必要経費に該当しないこととなる、として、本件借入金利息の直接的業務関連性を否定した。

また、予備校に授業料、手数料などとして送金した金員の一部がその後に返還されたが、返還日以降における右各返還された金額の分については授業料などに利用するなど特段の事情も窺知されないので、原告の医療の事業のため必要にしてやむを得ない目途に使用されたものと見ることができるとして、本件借入金の一部の使途については直接的業務関連性を認めた。

(3) 検討

資金は、個人の懐の中で流動するという性格があるため、業務資金獲得

のものか、家事上の資金獲得のためのものか判然としないものであるが、 もちろん、家事上の経費に充てるための借入れであることが証明された場合には必要経費とならないことは、当然である(68)。

本件では、①本件借入金が預金口座に振り込まれた直後、ほぼ同額の資 金が引き出され、借入金額と同額の予備校納付金の送金がなされていたこ と、②借入理由が、1回目はX線テレビ購入資金としながら、これを購入 せず直ちに引き出しており、2回目は大学入試資金としていることと いった、借入金額と予備校送金額が、日時、金額的に相応している事実が 認定されている。そして、これらの事実から原告の借入れの動機・目的は、 原告の長男の予備校納付金の送金のためであり、反射的に資本の維持調達 が必要となっただけであって、借入金利息と原告の事業との間には、直接 的業務関連性がないと結論付けたものと考えられる。このように、借入金 は、原告の長男の予備校納付金の送金のためであるとして、借入金利息の 直接的業務関連性を否定しているが、その判断方法は、問題の借入金が予 備校納付金目的の借入れか、資本の維持調達目的の借入れか、を主たる判 断基準にし、そのいずれが決定的な要素かを判断することで、直接的業務 関連性を決めようとするものである。その結果、業務目的外の借入れで あったと認定された場合には、業務との関連性が認められるとしても、そ れは関接的な効果に過ぎないのであって、直接的業務関連性は否定される こととなる。

ところで、両建預金の場合の借入金利子について、京都地判昭和 47 年 2月 24 日税資 65 号 225 頁があるが、この判決では、「本件両建預金借入金は原告の事業目的と関連性を有していないものといわざるを得ないが、しかし、本件両建預金借入金が直接事業資金として利用されることはないとしても、本件両建預金の設定により、現実に原告の事業に使用されている借入額および手形割引額または借入枠および手形引枠(以下、一括して

⁽⁶⁸⁾ 碓井・前掲注(57)、13頁。

債務総額という。)が増大したとか、右の増大がみられないとしても、従前の債務総額を維持するために、それまでの担保に加えて、新たに本件両建預金設定の必要性が生じたなど、何らかの意味で本件両建預金が担保的機能を果すことにより事業資金獲得に寄与していること、すなわち本件両建預金について、被告の使用している意味での担保性が認められるとすれば、なお本件両建預金ひいては本件両建分借入金は、原告の事業目的と関連し、事業の遂行上必要なものであったという余地がある。」と判示しており、借入金が直接事業資金として利用されることがない場合でも、事業資金獲得に寄与するならば、直接的業務関連性が認められる余地があるとされている。すなわち、借入金が業務遂行上、寄与するもので業務に対する直接的な有益性が認定されれば、業務遂行目的の借入れとして直接的業務関連性が認められると考えられる。

そこで、本件についてみると、本件借入金が預金口座に振り込まれた直後、同額の資金が引き出されていることから、本件借入れが原告の業務に対して何ら寄与していないことが明らかである。一方、後日に予備校から授業料等として送金した金員の一部が返還された分については、直接的業務関連性が認められており、詳細な事実は明らかではないが、これは、借入金が原告の医療業務に使用されたとして、業務遂行上に寄与するものとして、その有益性が認定されたと解することができる。

6 津地判平成18年4月27日【判例6】

(1) 事案の概要

原告は税理士であり、その事業所得の基礎となる事業は税理士業である。 A株式会社(以下「A」という。)は、原告の関与先法人であり、乙は、A の代表取締役である。原告は、乙の依頼により乙が銀行の融資を受けるために連帯保証をしたのであるが、B信用保証協会から、Aを主債務者とす る連帯債務保証の履行請求訴訟を提起され、その裁判費用を弁護士に支 払った(以下「本件訴訟費用」という。)。そこで原告は、本件訴訟費用が 事業所得に係る所得税法 37 条1項の必要経費に当たるとして、確定申告書を提出した。これに対して、課税庁側は、本件訴訟費用は必要経費に当たらないとして、更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を行った。

本件争点は、債務保証を原因とした裁判等に係る訴訟費用が原告の税理 士業務に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入できるか否かであ る。

原告側は、本件訴訟費用は、事業所得に算入できるとして、課税庁側の 課税処分は違法である旨主張した。

これに対して課税庁側は、税理士が関与先に金銭の貸付けをすることや保証人となって融資の便を図ることは、法律上も社会通念上も通常予定されておらず、原告が保証人にならなければ税理士業の収入を得られないとの条件関係も認められないことからすると、原告が特にこのような行為を通常の税理士業務の範囲として行っていたとの事情がないかぎり、税理士業務と直接関連性のある支出であったとは認められない。事実、原告が関与先の債務保証を通常業務として行っていたと客観的に認められるような事情もなく、Aへの保証の動機・契機は、税理士としてAに関与していたからというよりも、むしろ、乙との個人的関係にあるものであるから、本件訴訟費用は必要経費に当たらないと主張した。

(2) 裁判所の判断

裁判所は、「所得税法 37条1項によれば、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入すべき金額は、『総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの事業所得を生ずべき業務について生じた費用の額』とされており、同法 45条1項1号においては、家事上の経費及びこれに関連する経費の額は必要経費に算入しない旨規定されている。これらの規定からすれば、ある支出が必要経費として控除されうるためには、それが事業活動と直接の関連をもち、事業の遂行上必要な費用でなければならない。」と直接的業務関連性が必要経費の算入要件であることを示したうえ

で、本件訴訟費用の必要経費該当性につき、「原告の事業である税理士業は 関与先の債務保証を業務内容とするものではないし、税理士が関与先の債 務保証をその業務に関連して通常一般に行っているという事実もない。さ らに、原告が関与先の債務保証を通常一般に行っていたことを窺わせる事 情もない。」として、「本件訴訟費用は、原告が税理士業に係る事業所得を 得るため、業務と直接の関連性をもち必要な費用であると客観的に認める ことはできないのであって、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入す ることはできない。」と判示した。

(3) 検討

サービスに対する支出は、そのサービスが業務に向けられたものである かどうかによって判断することになる⁽⁶⁹⁾。すなわち、本件では、弁護士の 役務提供が原告の税理士業務に向けられたものであるか否かが弁護士費用 と業務との直接的業務関連性の有無の判断基準となるのである。

そこで、裁判所は、原告のAに対する債務保証行為と原告の税理士業務との関連性を検討している。すなわち、原告の業務内容を特定し、債務保証行為が原告の税理士業務といえるのか否かを判断することにより、債務保証を原因として発生した弁護士費用の効果の帰属先を特定することで直接的業務関連性の有無を判断している。そして、原告の債務保証の目的は原告の主張から定かではないが、客観的事実として、税理士業は関与先の債務保証を業務内容とするものではなく、税理士業務に関連して通常一般に行っている事実がないこと、また、原告が関与先の債務保証を通常一般に行っていた事情もないこと、さらに、保証人にならなければ税理士業の収入を得られないとの条件関係も認められず、むしろ、乙との個人的関係によるものであることから、債務保証をすることに経済的合理性が見い出せないため、原告のAに対する債務保証は原告の税理士業である事業所得を得るための行為ではないとして業務との直接的業務関連性が否定された

⁽⁶⁹⁾ 碓井・前掲注(57)、10頁。

と考えられる。以上より、債務保証が原告の税理士業務ではない以上、債務保証に関連して支出された費用の効果の帰属先は、原告の事業所得を生み出す税理士業務ではないことから、直接的業務関連性は否定される。

7 広島地判平成 13 年 10 月 11 日【判例 7】

(1) 事案の概要

原告は、司法書士であり、司法書士事務所を営む青色申告者である。原告は、平成4年3月2日に、その周辺業務の事務処理のうち、ワードプロセッサーによる文書の委託作成事務、ワードプロセッサーによる情報取集処理並びに販売に関する業務、配送業務の請負、その他付帯する一切の業務を行う同族会社を設立し、同社に対して、自己が収入した司法書士業務の委任報酬額のうちから、その60%を支払手数料として支払っていた。そこで、原告は、支払手数料及び支払手数料以外の諸費用を事業所得金額の計算上、必要経費として算入した(70)。

課税庁側は、上記申告内容に対して、「支払手数料以外の費用は、所得税法 37条1項に規定する『所得を生ずべき業務について生じた費用』として当該事業との関連性または事業遂行上の必要性が認められないか、若しくは、事業の遂行上の必要性のある部分が明らかでないもの、家事上の経費と認められるもの、あるいは家事関連費と認められるもので、事業所得の金額の計算上必要経費として認められないものであることは明らかである。」として支払手数料以外の支出の必要経費性を否認した。

これに対し、原告側は、必要経費のうち仕入のように、特定の収入と対応関係が明らかにできるものについては、課税庁側がいうように、個別の業務との直接関連性が要求されるが、販売費及び一般管理費のように、特定の収入との対応関係が明らかにできないような支出もそれが生じた年度の必要経費として認められる。つまり、反復継続する事業においては、あ

⁽⁷⁰⁾ 本件は、支払手数料及び支払手数料以外の諸費用について争われた事案であるが、 ここでは支払手数料以外の必要経費性の有無に焦点をあてることとする。

る業務との直接関連性やそれによる収入との個別対応関係がなくても、必要経費として認められるものがあり、所得税法 37 条1項の規定もこれを前提にしていると主張した。そのうえで、原告は、接待交際費については、支出の目的及び接待した相手先が明らかであること、損害保険料(ゴルファー保険)については、原告のゴルフは、顧客又は他の顧客を紹介してくれる人との重要な接点であり、原告の営業行為として職務遂行上不可欠な接待交際の一部であることから、その支払保険料は原告の事業遂行上必要な行為と密接不可分なものであること、組合費については、原告が営んでいる司法書士業務は、知人が顧客を紹介し、その顧客がさらにまた次の顧客を紹介するという人的ネットワークに負うところが大きい職種であり、原告が組合費を支払っていた組織は、いずれも原告がその人的ネットワークを拡大し、将来の顧客を開拓することに資するものであることの理由からいずれも必要経費とされるべきものであることを主張した。

(2) 裁判所の判断

裁判所は、「ある支出が必要経費として控除されるためには、それが事業活動と直接の関連性を有し、事業の遂行上必要な経費でなければならない。そして、必要経費を収入金額から控除して、投下資本の回収に該当する部分については課税しないという法の趣旨からすれば、利益の実現した部分と投下資本の回収部分とは明確に区分されなければならないのであって、前記必要性及び関連性の判断は、関係者の主観的判断を基準とするものではなく、客観的にされなければならないということはいうまでもない。」と直接的業務関連性が必要経費の算入要件であることを示した。

そして、原告の販売費や一般管理費のように特定の収入に結びつけて考えることのできない費用については直接的な関連性が要求されていない、という主張に対しては、「確かに、販売費や一般管理費などの一般対応の費用は、その支出の性質上、特定の収入に対応させて考えることはできず、直接性の要件は不要とも思われる。しかし、上記のとおり、必要経費において、直接的な関連性が要求されるのは業務に対してであって、常に特定

の収入に関連が要求されるわけではない。・・・(中略)・・・必要経費控除の趣旨からすれば、販売費や一般管理費のような一般対応の費用についてだけ、業務との関連性を緩和し、単に業務と関連ないし付随した支出を必要経費として認め、これを控除の対象とするのは相当ではなく、所得税法37条1項の『その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用』にいう『業務について』とは、直接に関連しての意味に限定して解するのが相当である。」から、「原告の主張する販売費及び一般管理費のような一般対応の費用には、直接関連性の要件が不要であるという主張は採用できない。」として、業務関連費においては、業務との直接の関連性が必要であることを明確に判示した。

そのうえで、接待交際費について、「原告が主張する接待の目的及び相手方は、大別すると、〈1〉実際の取引とは直接関係のない者に対し、将来の受注ないし顧客の紹介を期待してのもの、〈2〉同業者等の情報交換の場を設定するためのものになるところ、これらいずれもが、その目的及び相手方に照らし、原告の業務遂行に直接関係を有し、必要な支出と認めることはできないものであるか又は一部そのような関連性、必要性を具備するものであっても、主たる部分において関連性、必要性を有し、かつその部分が明らかであるとはいえない。」として、損害保険料については、ゴルフ接待行為が、原告の事業遂行に直接関連があり必要な接待であると認めるに足りる証拠はないとして、組合費については、確かに、司法書士の業務が原告主張のような性格を有することは理解できないではないものの、未だ組合加入が原告の業務遂行に直接関連があり必要なものであったのか認めるに足らず、他にこれを認めるに足りる証拠はないとして、いずれの支出も直接的業務関連性がないとして必要経費性を否認した。

(3) 検討

業務関連性の判断にあたっては、業務遂行目的で生じたといえるかという目的基準によって判定されるため、納税者が費用をどのような目的で支出したのかという点が軽視されてはならない。なぜなら、事業主は、事業

活動にあたり、考えられうる方策の中から、時々に応じて有効と思われる 手段を選択することから、費用の発生は、一般には事業主の判断ないし選 択にかかっているものだからである(71)。しかしながら、個人は、それぞれ 所得稼得活動のみならず消費活動も行っているので、ある支出が、必要経 費に算入されるか否かは、収入の獲得に向けられた、すなわち、生産活動 のための経費であるのか、消費支出であるのかを判別しなければならず、 その判別に際しては、家事費排除の原則から、業務との強い結びつきがな ければ直接的業務関連性は否定される。つまり、将来において漠然とした 有益性が示されるに過ぎない支出は、客観性が担保された支出とはいえず、 直接的業務関連性は否定される。本件においても、接待交際費等の支出に より将来の受注ないし新たな顧客を紹介してもらえるという期待が存在す ることや、人的ネットワークの拡大により、将来の顧客の開拓に資するな ど、何らかの点で原告に利益をもたらすとしても、これをもって、直接的 業務関連性が認められることはないと判断されている。おそらく、本件接 待交際費等の支出による原告の業務への効果が積極的に示されない限り、 直接的業務関連性を肯定することは困難であるといえる。

8 千葉地判平成 17 年 11 月 11 日【判例 8】

(1) 事案の概要

原告は、平成 10 年7月に甲税理士事務所の名称で事業の概要を税務申告、記帳代行、税務相談等として税理士業を開業した税理士である。原告は、その顧客等に対して金銭の貸付け及び債務の保証をしていたところ、当該貸付けに係る債権が貸倒れとなり、また、当該保証債務の履行による求償権行使が不可能になったとして、これらの貸付金及び求償金(以下「本件各損失等」という。)の額を事業所得の金額の計算上必要経費に算入して確定申告をした。これに対して、課税庁側は、本件各損失等の額は事業所

⁽⁷¹⁾ 碓井・前掲注(32)、127 頁。

得の金額の計算上必要経費に算入されないとして、原告に対して、本件各年分の所得税について各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分をしたことから、原告が、本件各損失等の額は、原告の事業所得の金額の計算上必要経費に算入すべきであり、これを算入しないことを根拠としたこれらの処分は違法であると主張して、これらの処分の取消しを求めて本訴を提起した。

原告側は、税理士事務所を開設及び維持していくために必要な貸付けや債務保証であったかを判断するためには、時代背景や個々の事情を併せて考察されなければならない。また、近年税理士業界を巡る環境は変化しており、税務書類の作成や税務相談のような事務的な作業ではなく、より幅広い視野に立った経営全般に関するコンサルティングが求められており、本件各貸付等に関する金銭消費貸借契約等を締結した時期においては、金融機関の貸し渋りに代表されるように資金繰りが悪化しており、資金の調達において顧客の経営のため、そして信頼に応えるために伴って生じた支出であるならば、行為自体が違法なものでなければ所得税法 37条1項に基づく必要経費としての相当性を有すると主張した。

これに対して課税庁側は、原告は、税理士業を営んでいるが、税理士の 業務の範囲として、金銭貸付けや債務保証が含まれるとは認められず、本 件各貸付等が、税理士業の遂行上通常一般的に必要であるとは認められな い。また、原告は、各債務者との間で、税理士の業務に関して顧問契約を 締結しているが、当該契約の内容は、前記の税理士の業務の範囲を超える ものではないし、原告は、各債務者以外の顧問先に対して金銭貸付けや債 務保証を行っていないのであるから、この点からも、本件各貸付等は、税 理士業の遂行上通常一般的に必要であるとは認められないことは明らかで あると主張した。

(2) 裁判所の判断

裁判所は、本件各損失等の額を事業所得の計算上、必要経費に算入する ためには、「本件各貸付等が、税理士業の業務遂行と密接な関係があり、そ の貸倒等が事業所得を生ずる税理士業の業務に関連又は付随する業務の必 要経費に該当すること、すなわち、客観的に見て、本件各貸付等が当該事 業の業務と直接関係を持ち、かつ、業務遂行上通常必要であることを要す るというべきである。」と直接的業務関連性が必要経費の算入要件であるこ とを示したうえで、①一般的な税理士の業務内容として、顧問先等に対す る金銭の貸付けや債務保証が含まれると解することはできず、顧問先等に 対する貸付けや債務保証が税理士業務によって事業収入を得るのに当たり 直接関係を持つものということはできないこと。②本件各債務者との顧問 契約の内容は、税務代理及び税務相談を委託の対象とするものであって、 金銭の貸付けや債務保証は含まれていないこと。さらに、③本件各債務者 以外の税理士業に係る顧問先等に対して一般的に継続して金銭の貸付けや 債務保証を行っているとは認められないこと、からすれば、「原告の税理士 業において、社会通念に照らして、顧問先等に対して金銭の貸付けや債務 保証を行うことが、原告の税理士業務と直接関係を持ち、かつ、業務遂行 上通常必要なものであるということもできないから、本件各貸付等が、客 観的に見て、それが原告の税理士業務と直接関係を持ち、かつ、業務遂行 上通常必要なものであるということはできず、本件各損失額を、必要経費 に算入することはできないというべきである。」として、本件各貸付等と原 告の税理士業務との直接的業務関連性を否定し、必要経費性を否認した。

また、「単に、原告の税理士業の顧問先の維持拡大等に資するものであったからという理由のみで必要経費に算入できるものではな」く、「仮に、原告が税理士業に付随して、本件各債務者に対して資金調達等のコンサルティング業務を行っていたとしても、税理士が行う通常の一般的なコンサルティング業務の内容として、顧問先等のために貸付けや債務保証等を行うことが含まれると解することはできないし、・・・(中略)・・・税理士業に係る顧問先等に対して一般的に継続して金銭の貸付けや債務保証を行っているとは認められないのであるから、本件各貸付等は、社会通念に照らしても、原告の税理士業及びこれに付随してなされるコンサルティン

グ業務と直接関係を持ち、かつ、業務遂行上通常必要であるということも できない。」として、原告の主張を退けた。

(3) 検討

裁判所は、原告の各貸付等行為と原告の税理士業務の関連性を検討しており、①一般的な税理士の業務内容として、顧問先等に対する金銭の貸付けや債務保証が含まれると解することはできないこと、②本件各債務者との顧問契約の内容に金銭の貸付けや債務保証は含まれていないこと、③本件各債務者以外の税理士業に係る顧問先等に対して一般的に継続して金銭の貸付けや債務保証を行っているとは認められないこと、を理由に本件各貸付等と原告の税理士業務と直接的業務関連性を否定している。すなわち、通常・一般の税理士業務の範囲でなく、原告自身の業務範囲の特定を行い、各貸付等行為との関連性を検討している。

また、「単に、原告の税理士業の顧問先の維持拡大等に資するものであったからという理由のみで必要経費に算入できるものではな」い、と判示している点からは、各貸付等により新たな顧客を紹介してもらえるなど、何らかの便益を受ける可能性があるというような場合であっても、それは単なる期待感であるため、事業関連性を認めるべき具体性に欠けるとして、直接的業務関連性が否定され必要経費性は否認されるものと考えられる。

9 東京地判平成23年8月9日【判例9】

(1) 事案の概要

原告は、弁護士業を営んで事業所得を得ている者であり、A弁護士会の会員である。また、原告は、A弁護士会会長や日本弁護士連合会(以下「日弁連」という。)副会長、B弁護士連合会会長等の弁護士会(以下、まとめて「弁護士会等」という。)の役員に就任し、弁護士会の諸会務に従事した。そこで、原告は、弁護士会等の役員としての活動に伴い支出した懇親会費等[=[1]弁護士会の役員の酒食を伴う懇親会費、[2]日弁連副会長への立候補費用、[3]日弁連副会長として日弁連事務次長への香典などの社交

費]を事業所得の金額の計算上必要経費に算入するなどして所得税の確定 申告をしたところ、課税庁より更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処 分を受けたことから、これらの処分の取消しを求めて本訴を提起した。

原告の主張は、①所得税法 37 条の「所得を生ずべき業務」とは、同法 27 条及び同法 37 条に規定する「事業」と同一と解すべきであり、これに 該当する弁護士はその業務全体が「所得を生ずべき業務」に当たる。②弁 護士にとって、弁護士会に入会し、日弁連に登録することは、弁護士の業務の開始及び存続の要件であり、日弁連及び弁護士会の会務活動は、弁護士制度と弁護士に対する社会的信頼を維持し弁護士の事務改善に資するものであるから、会務活動は、弁護士としての業務のために必要かつ不可欠 なものであり、弁護士業務の重要な一部であり、弁護士の事業活動そのものであるというものである。③そして、所得税法 37 条に定める必要経費のうち、いわゆる一般対応の必要経費については、その文言及び性質上、支出と収入の直接関連性は必要とされないから、会務活動に伴う支出は、いずれも必要経費に該当する、というものである。

これに対し、課税庁側の主張は、①弁護士は弁護士会に入会し、日弁連の弁護士会名簿に登録されなければならず、当然入会した弁護士会及び日弁連の会員となるが、弁護士会等の役員になることまでもが弁護士法等によって個々の弁護士に義務付けられているとは認められないので、弁護士個人とは異なる人格である弁護士会等の役員としての活動を弁護士個人が事業所得を得るための事業活動とは同一視することはできない。したがって、原告の弁護士会等の役員等として支出した費用は、原告の弁護士としての事業(営利を目的として対価を得て継続的に一般の法務事務を行う活動)と直接関係をもつものとも専ら弁護士としての事業の遂行上必要な支出であったとも認められないから必要経費に該当しない、というものである。

本件の争点は、弁護士会などの役員の会務のための支出、すなわち弁護士会の活動費が、原告の事業所得の金額の計算上必要経費に算入できるか

否かである。

(2) 裁判所の判断

裁判所は、「事業所得の金額の計算上、必要経費が総収入金額から控除されることの趣旨は、投下資本の回収部分に課税が及ぶことを避けることにある。」と必要経費控除の趣旨を述べたうえで、「ある支出が事業所得の金額の計算上必要経費として控除されるためには、当該支出が所得を生ずべき事業と直接関係し、かつ当該業務の遂行上必要であることを要すると解するのが相当であり、そして、その判断は、単に事業主の主観的判断によるのではなく、当該事業の業務内容等個別具体的な諸事情に即して社会通念に従って客観的に行われるべきである。そうすると、本件各支出が原告の事業所得の金額の計算上必要経費として控除されるためには、本件各支出が原告の事業所得を生ずべき業務と直接関係し、かつその業務の遂行上必要であることを要するということになる。」として、弁護士会等の役員としての活動に伴い支出した懇親会費等が必要経費として控除されるためには、原告の弁護士業務との直接的業務関連性が必要であることを示した。

そして、「所得税法 27 条 1 項にいう事業所得を生ずべき『事業』とは、自己の計算と危険において対価を得て継続的に行う事業活動のこと」であって、「弁護士が弁護士としての地位に基づいて行った活動が全て所得税法上の『事業』に該当するということにはならない」ことを述べた。すなわち、「弁護士が弁護士の地位に基づいて行う活動のうち、所得税法上の『事業』に該当する活動とは、事業主である弁護士がその計算と危険において報酬を得ることを目的として継続的に法律事務を行う経済活動」のことを指し、「ある活動が当該弁護士の所得税法上の『事業』に該当するか否かは、当該弁護士の主観によって判断されるのではなく、当該活動の営利性や有償性の有無、継続性や反復性の有無、当該活動から生じる成果の帰属先、当該活動に必要な資金や人的物的資源の調達方法、当該活動の目的等の客観的諸要素を総合考慮し、社会通念に照らして客観的に判断されるべきものであるというのが相当である。」と述べた。

そのうえで、裁判所は下記のとおり判示し、弁護士会等の役員としての 活動に伴い支出した懇親会費等の直接的業務関連性を否定した。

「弁護士会及び日弁連の目的は、弁護士等の指導、連絡及び監督に関する事務行うことにあるのであり、・・・(中略)・・・、直接的又は間接的に弁護士等の指導、連絡及び監督にとって有益なものも含まれると解する余地があるとしても、そのような活動等は、弁護士等全体の能力向上や社会的使命の達成等を目的としたものであるというべきであるし、これらの活動等から生じる成果は、当該活動を行った弁護士個人に帰属するものではなく、弁護士会や日弁連ひいては弁護士会等全体に帰属するものと解される。・・・(中略)・・・以上のような事情の下で原告が弁護士会等の役員として行う活動を社会通念に照らして客観的にみれば、その活動は、原告が弁護士として対価である報酬を得て法律事務を行う経済活動に該当するものではなく、社会通念上、弁護士の所得税法上の『事業』に該当するものではないというべきである。そうすると、前記の各支出[= (1) 事案の概要に列挙する支出]については、これらが、弁護士会等の役員としての活動との関連で支出されたものであるからといって、原告の事業所得を生ずべき業務に直接関係して支出された必要経費であるということはできない。」

「また、仮に、弁護士会等の役員として懇親会等に出席するというこれらの活動を通じて生じた人的信頼関係を機縁として、原告が弁護士としての法律事務を依頼されることがあるなどして、これらの活動の結果として原告が所得税法上の『事業』による所得を生ずるきっかけとなることがあったとしても、それは、前記の各支出[=(1) 事案の概要に列挙する支出]の直接の目的ではなく、飽くまでも間接的に生じる効果にすぎないというのが相当であるから、これらの懇親会等の費用等を支出することが、弁護士としての所得を生ずべき業務の遂行上必要であるとはいえない。」

(3) 検討

業務関連性は、業務遂行目的で生じたといえるかという目的基準によって判定されることは既に述べたとおりであり、本件では、弁護士会等

の役員としての活動に伴い支出した懇親会費等が業務遂行目的で生じたといえるか否かが争点となる。

そこで裁判所は、弁護士会等の役員としての活動が、原告の弁護士業務といえるのか否かの判断をすることにより、直接的業務関連性の判断を 行っている。

そして、「弁護士会及び日弁連の目的は、弁護士等の指導、連絡及び監督に関する事務行うことにあるのであり、・・・(中略)・・・直接的又は間接的に弁護士等の指導、連絡及び監督にとって有益なものも含まれると解する余地があるとしても、そのような活動等は、弁護士等全体の能力向上や社会的使命の達成等を目的としたものであるというべきであるし、これらの活動等から生じる成果は、当該活動を行った弁護士個人に帰属するものではなく、弁護士会や日弁連ひいては弁護士会等全体に帰属するものと解される。」として、弁護士会等の活動の目的及び効果の帰属先から、弁護士の所得税法上の「事業」に該当するものではないとし、弁護士会等の役員としての活動に伴い支出した懇親会費等の直接的業務関連性を否定している。さらに、弁護士会等の役員としての活動を通して生じた人的信頼関係を機縁として、原告の事業所得を生ずるきっかけとなることがあったとしても、それは各支出の直接の目的ではなく、間接的に生ずる効果にすぎないとして弁護士会等の役員としての活動に伴い支出した懇親会費等の直接的業務関連性を否定している。

以上から、支出の目的が原告個人の弁護士業務のためであり、その効果も原告の弁護士業務に直接帰属するものでなければ、弁護士会等の役員としての活動は、原告の弁護士業務とはいえず、直接的業務関連性は否定されると解される。

第4節 事業から生ずる所得以外の所得の「直接性」

裁判例においては、直接的業務関連性の有無は事業との関係で一般的には言

及されている。一方、所得税法 37 条 1 項は、事業所得の必要経費についての み規定しているものではない。事業所得の他に不動産所得および雑所得があり、 これらの所得に係る必要経費は、「事業」と称するに至らないさまざまな所得稼得行為に係る収入金額から控除されるものとして位置づけられている。しかし ながら、所得税法 37 条 1 項においては、必要経費の定義は一様であり、所得の種類によって差異が設けられているわけではない。

まず、事業所得と不動産所得の関係についてみると、不動産所得の計算方法は、(総収入金額から必要経費を控除するという)事業所得と同様の方法であり、なんら特別な規定は設けられていない。その理由は、沿革をたどると、不動産所得は、「事業所得等」として事業の一つとしてとらえられていたためと考えられる(事業所得等から不動産所得が分化した)。

ただ、不動産所得は、貸付けが事業として行われている場合だけでなく、事業と称するに至らない程度の業務として行われる場合がある。事業と称するに至らない程度の業務として行われる場合には、貸付けが事業として行われている場合に比べて、所得稼得活動およびこれに対する支出と、所得消費活動及びこれに対する支出、との区別が明確でないことから、いわゆる所得税法 37条の別段の定めである、利子税 (45条1項2号)、貸倒損失 (51条2項)、資産損失 (51条4項)、貸倒引当金 (52条1項)、青色事業専従者給与及び事業専従者控除 (57条1項・3項)、などについては、必要経費控除が排除又は制限されている(72)。また、平成 17年6月税制調査会基礎問題小委員会の「個人所得課税に関する論点整理」の中では、「不動産所得の実際の計算にあたっては、不動産所得を生ずべき事業と事業以外の業務とを区分し、前者については事業所得と、後者については雑所得と同様の扱いがなされている。」(73)と指摘されている。つまり、不動産所得(事業的規模) = 事業所得、不動産所得 (業務的規模) = 難所得という図式が成り立つ。

⁽⁷²⁾ 谷口·前掲注(15)、241 頁。

⁽⁷³⁾ 税制調査会基礎問題小委員会平成17年6月「個人所得課税に関する論点整理」5 頁(2005)。

では、事業所得及び事業的規模の不動産所得(以下、単に「事業所得等」という。)と雑所得及び業務的規模の不動産所得(以下、単に「雑所得等」という。)との間で同種の支出に対して取扱いに差異が生じるのであろうか。

取扱いに差異が生じることを肯定する見解として次の二点を紹介する。

まず、「『必要経費』(狭義)を控除して所得金額を計算するのは、事業所得の ほかに不動産、山林、雑の各所得があり、それらは『事業』と称するに至らな い様々の所得稼得行為(たとえば素人下宿、時折伐採する持山、知人に対する 貸金等)による所得を含むカテゴリーであることから、その『必要経費』の具 体的内容も、それぞれの態様に応じて考えなければならない・・・(中略)・・・ 税法はこれらの場合についても『必要経費』の定義を変えているわけではない が、そのような場合の費用は実際上限られたものであろうし、また、その所得 稼得に関連した支出にしばしば家事的要素が混入することが予想される、たと えばこの種の所得稼得上有益な費用(広告宣伝費、交際費、旅費等)の支出な どはあまり考えられず、もしそのような費用が計上されたときはその実態が問 題で、個人的費用が隠されているおそれがある。また、かりに素人下宿の貸部 屋にデラックスな改装を施しても、通常はその償却費の全額が部屋代に対する 費用とはならないだろう。そこで以上のような所得稼得行為に対応する『必要 経費』は、通常は当該収入をあげるうえで直接必要な費用が中心となるものと 考えられ、それ以外の諸費用については、個々の支出がなされる目的とてらし あわせて、それが『必要経費』であるか『家事費』であるかを判断する必要が ある。なお、税法が事業用資産以外の各種資産の損失について必要経費算入を 制限しているのは、その種の損失には家事的要素が強いとみてその控除を制度 的に制限したものと考えられ、一時所得の計算上控除する支出金額を制限して いる点も同様にみることができる。」(74)。この見解においては、雑所得等に対 しては家事費混入への警戒感が示されており、所得稼得行為に対する有益性の 認定も困難であるとの考え方が示されている。

⁽⁷⁴⁾ 植松守雄「所得税法における『必要経費』と『家事費』」 一橋論叢 80 巻 5 号 583 頁、586 頁 (1978)。

また、一般には、大規模な企業ほど必要経費の範囲は広く、業種業態の規模 が小さくなるほど必要経費性も限定されてくるであろうし、事業に至らない所 得にあたっては、その支出等の特殊性からいって最も限定され、所得形成に直 接寄与した費用のみが必要経費とされるといえ、業務の規模の関係から必要経 費の範囲が異なると考えることができる。

以上のように、雑所得に該当するような事業と称するに至らない程度の業務として行われる場合には、所得稼得活動に対する支出と所得消費活動に対する支出との区別が明確でないことから、所得稼得に関連した支出にしばしば家事的要素が混入することが予想され、収入との直接的な因果関係があいまいな支出については、多くの場合、家事費混入への警戒感から、業務関連性が薄いとみられるため、直接的業務関連性を欠くという推定の下に、必要経費該当性の判断が進められる。このため、店と奥との区別が明確でない業種業態の規模が小さい雑所得等における直接的業務関連性の判断においては、支出と業務との対応関係がかなり厳しく要求されることになり、個人事業者から積極的に業務に対する有益性の具体的立証が行なわれない限り、直接的業務関連性は否定されることとなる。この結果、事業所得等との間に取扱いに差が生じ、雑所得等に関しては所得形成に直接寄与した費用のみが必要経費に該当することになり、その範囲が限定されてくるといえる。

このような解釈によって差異を認めることに関して、税法が事業用資産以外の各種資産の損失について必要経費算入を制限しているのは、その種の損失には家事的要素が強いとみてその控除を制度的に制限したものと考えられる点を踏まえれば、直接的業務関連性の内容を業務規模によって合理的に解釈することは許されるものと考える。

第4章 業務関連費における「直接性」の 判断基準

以上、直接的業務関連性が必要経費の算入要件であることが明示された裁判例における判断基準を検討した。そこで、これまでの検討結果を基に、直接的業務関連性を判断するうえでのいくつかの要件を掲げ、順次判断することにより、直接的業務関連性を認め得るか否かを判断する方法を採ることとする。

① 業務の特定

所得税の課税所得は、所得の発生形態に応じて 10 分類された所得をその分類ごとに算出しなければならない。したがって、各分類ごとの所得を適正に算出するためには、当該分類に属する収入と、これに対応する費用とを厳格に区分対応させて必要経費として控除しなければならず、その意味においては、法人の所得が当該事業年度の費用と収益とが全体として総額的に対応関係にあると認識して算出されるのに対し、個人の所得は当該年に属する収益とこれに対応する費用との対応関係はもとより、さらに区分してその収益、費用がいかなる所得区分に属するものかによりその対応関係を認識して算出しなければならない(75)。すなわち、ここでは、「② 支出の目的の把握」以下で検討すべき直接的業務関連性の対象としての業務を定義するところに主眼がある。

特に所得税法 37 条 1 項が「所得を生ずべき業務について生じた費用」としていることから、支出の帰属すべき所得を判定する際には、あくまでも具体的な「業務」との関連性が問われなければならず、日本標準産業分類のような抽象的に分類された後の「弁護士業」というようなものとの関連性ではなく、各個人の行っている具体的な事業遂行のための業務との関連性が問わ

⁽⁷⁵⁾ 桜井四郎「必要経費・損金の概念」法律のひろば30巻1号33頁、35頁(1977)。

れるのでなければならない(76)。

【判例 6 】では、一般的・抽象的な税理士業務のみを判断基準とするのではなく、「原告が関与先の債務保証を通常一般に行っていたことを窺わせる事情もない。」と判示しているように、具体的な原告の税理士業務の業態との関連性を問題にしている。

同様に、【判例8】では、「本件各債務者との顧問契約の内容は、税務代理 及び税務相談を委託の対象とするものであって、金銭の貸付けや債務保証は 含まれていないこと、さらに、本件各債務者以外の税理士業に係る顧問先等 に対して一般的に継続して金銭の貸付けや債務保証を行っているとは認めら れない」と判示しているように、具体的な原告の税理士業務の業態との関連 性を問題にしている。

また、【判例9】では、「その活動は、原告が弁護士として対価である報酬を得て法律事務を行う経済活動に該当するものではなく、社会通念上、弁護士の所得税法上の『事業』に該当するものではないというべきである。」と判示しているように、具体的な原告の弁護士業務の業態との関連性を問題にしている。

要は、その事業の個別具体的な業態・状況に応じて業務の内容を決さねばならないということである⁽⁷⁷⁾。たとえ納税者自身の業務上の地位に基づいて行った活動であっても、その活動が本人の「業務」と見なされなければ、当該活動により支出した費用と業務との直接的業務関連性は否定され、必要経費算入は認められない。

② 支出の目的の把握

事業とは、自己の計算と危険において独立して対価を得て継続的に遂行される営利活動をいい、業務とは、規模・継続性等の点で事業と称するに至ら

⁽⁷⁶⁾ 崎山強「経費支出の『直接性』をめぐる税務 事業主の自己啓発のために支出する費用の業務関連性 税理 48 巻 7 号 57 頁、59 頁 (2005)。

⁽⁷⁷⁾ 崎山・前掲注(76)、61 頁。

ない程度の独立的営利活動をいう⁽⁷⁸⁾。また、業務関連性による必要経費性判断の根拠は、業務に関連しない支出は何ら拡大再生産に寄与しないという理解を前提としている⁽⁷⁹⁾。これらを踏まえれば、業務上の支出は経済的な利益を得る目的のための支出であること、業務にとっての有益な支出であることが必要と考える。すなわち、個人事業者は、事業活動にあたり、考えられうる方策の中から、時々に応じて有効と思われる手段を選択することから、個人事業者が費用をどのような目的で支出したのかという点が軽視されてはならない。そして、直接的業務関連性は、その支出が業務目的であるかという目的基準によって判断されるため、個人事業者の支出の目的を把握することが重要である。当然ながら、支出の目的が「① 業務の特定」で特定した業務上のものでなければ、直接的業務関連性は否定されることとなる。

【判例1】では、土地が駐車場用地としてではなく、法人Xがホテルを建築するため取得されたという取得目的や原告において取得することになったという取得の経緯を問題にしている。

【判例3】では、裁判所は「賃借人等から父親への非難を避ける目的から本件贈与がなされたとはいえない。」「また、本件贈与の前後で本件不動産賃貸の管理方法が変わっていないことは前記のとおりであり、・・・(中略)・・・本件贈与がXの意図する不動産賃貸を行うために必要であったともいえない。」「かえって、父親が本件贈与の当時 85 歳という高齢であったことは認定の事実によれば、・・・(中略)・・・本件贈与は、将来の相続人に対する相続財産の前渡しとして行われたものと解するのが相当である。」として、原告が主張する贈与目的と贈与の必要性を問題にしている。

【判例4】では、原告自らの報酬を上げるために、証券金融機関数社から原告名義で株式を担保として株式取得資金の融資を申込み、原告が融資を受け、顧客に貸し付けたものである、という原告の借入金の取得目的を問題に

⁽⁷⁸⁾ 谷口・前掲注(15)、232頁。

⁽⁷⁹⁾ 酒井克彦「必要経費と家事関連費(上)-収入・必要経費を巡る諸問題-」税務 事例 40 巻 3 号 57 頁、59 頁 (2008)。

している。

【判例 5 】は、資本の維持調達目的と予備校納付金目的という、業務目的と業務外目的の併存が問題となった事例である。

【判例7】では、「その目的及び相手方に照らし、原告の業務遂行に直接関係を有し、必要な支出と認めることはできないものであるか又は一部そのような関連性、必要性を具備するものであっても、主たる部分において関連性、必要性を有し、かつその部分が明らかであるとはいえない。」として、支出の目的を問題にしている。

【判例9】では、「これらの活動の結果として原告が所得税法上の『事業』による所得を生ずるきっかけとなることがあったとしても、それは、前記の各支出[=(1) 事案の概要に列挙する支出]の直接の目的ではなく、飽くまでも間接的に生じる効果にすぎないというのが相当であるから、これらの懇親会等の費用等を支出することが、弁護士としての所得を生ずべき業務の遂行上必要であるとはいえない。」として、本来の支出の目的を問題にしている。

③ 支出の有益性

直接的業務関連性が認められるためには、「② 支出の目的の把握」で把握した支出目的に対して客観性が担保されることが必要である。すなわち、直接的業務関連性は、一般的には、業務遂行目的で生じたといえるかという「目的」基準によって判定されるが、この目的は本来は「主観」であるにかかわらず、租税法律を適用するにあたって、客観的に判断されざるをえない(80)。そこで、客観的に判断をするための補充的な基準が必要となる。

この補充的な基準として用いられるのが、「① **業務の特定**」で認定した業務に対する寄与性や有益性であると考えられる。また、支出に対する効果の帰属先が業務外に帰属するものであれば、業務に対しての有益性はないことから、直接的業務関連性は否定される。この意味で、支出の効果の帰属先も補充的な基準となる。

⁽⁸⁰⁾ 碓井・前掲注(57)、10頁。

【判例1】では、土地使用の業務に対する寄与性を問題にしており、ごく限られた一部の一時的利用は、事業経営に直接寄与する程の利用とはいえず、事業の遂行上必要な利用がなされていたものとは到底認められない、として業務に対する寄与性から直接的業務関連性が否定されている。

【判例2】では、個人的に楽しむためのものではないとしても、クラブ及 びレストランの営業とモーター・ボートの所持及び管理に要する支出とが客 観的にみて直接関連するものであるとは到底認めがたいとして、直接的業務 関連性が否定されている。家事費ではないという理由では、支出の業務に対する寄与性、有益性が見出せないということである。

【判例4】では、借入金と原告の報酬との間の因果関係(寄与性)が証明されず、借入れによる業務への有益性が見出せないということである。

資本の維持調達目的と予備校納付金目的という、業務目的と業務外目的が 併存している【判例5】は、借入金額と予備校送金額が、日時、金額的に相 応している事実から、予備校への送金が借入れの決定的な要素であると判断 することにより直接的業務関連性を否定したものである。支出の目的に関し、 業務目的と業務外目的が併存する場合には、そのいずれが決定的な要素かを 判断することで、支出の目的を確定することとなる。

【判例6】では、債務保証に関連して支出された費用の効果の帰属先を問題にし、債務保証が原告の税理士業務ではない以上、原告の事業所得を生み出す税理士業務ではないため、業務への有益性が見出せないということになる。

接待交際費等の直接的業務関連性が争われた【判例7】では、将来の受注ないし新たな顧客を紹介してもらえるという期待が存在することなど、将来において漠然とした有益性が示されるに過ぎない支出は直接的業務関連性が否定されている。支出によって何らかの便益を受ける可能性があるという理由では、それは単なる期待感であって、事業関連性を認めるべき具体性に欠け、直接的な有益性が見出せないということである。

【判例8】では、税理士業の顧問先の維持拡大等に資するものであるとい

う理由のみでは、直接的業務関連性は否定されている。【判例7】同様、各貸付等により新たな顧客を紹介してもらえるなど、何らかの便益を受ける可能性があるというような場合であっても、それは単なる期待感であるため、事業関連性を認めるべき具体性に欠け、直接的な有益性が見出せないということである。

【判例9】では、「これらの活動等から生じる成果は、当該活動を行った弁 護士個人に帰属するものではなく、弁護士会や日弁連ひいては弁護士会等全 体に帰属するものと解される。」ため、「原告が弁護士会等の役員として行う 活動は、原告が弁護士として対価である報酬を得て法律事務を行う経済活動 に該当するものではなく、弁護士の所得税法上の『事業』に該当するもので はない」として、「原告の事業所得を生ずべき業務に直接関係して支出された 必要経費であるということはできない。」と弁護士会等の活動の効果の帰属先 を問題にし、その効果が原告の弁護士業務に帰属するものとはいえないこと から、弁護士会等の役員としての活動は、弁護士業務への有益性が見出せな いということになる。また、「これら[=弁護士会及び日弁連]の活動の結果と して原告が所得税法上の『事業』による所得を生ずるきっかけとなることが あったとしても、それは、前記の各支出[=(1) 事案の概要に列挙する支出] の直接の目的ではなく、飽くまでも間接的に生じる効果にすぎないというの が相当であるから、これらの懇親会等の費用等を支出することが、弁護士と しての所得を生ずべき業務の遂行上必要であるとはいえない。」として、業務 外目的の支出による原告の弁護士業務への反射的・間接的な効果に対しては 直接的業務関連性は認められない。費用が収入を獲得するための投下資本の 回収部分としての控除であることを考えると、支出の効果が「① 業務の特 定」で認定した業務以外に帰属するならば、実質的に業務との直接の関連性 がないといえる。したがって、その支出が他の所得の必要経費と認められる 場合や個人的満足を生み出すような家事的消費と認められる場合は、業務と の直接的な関連性が否定される。また、反射的・間接的に業務への効果が認 められる場合であっても、業務との直接的な関連性は否定されることから、

直接的業務関連性が認められるためには、支出の効果が業務に直接に帰属する必要があるといえる。

④ 支出の特性による直接的業務関連性の否定

現実に業務の用に供されている資産に係る費用のように、本来なら直接的 業務関連性が認められるような支出であっても、支出の特性によって、直接 的業務関連性は否定される。

【判例3】では、「贈与は、財産の移転自体を目的とする無償行為であるから、贈与によって資産を取得する行為そのものは、所得を得るための収益活動とみることはできないというべきである。 X が本件土地の贈与を受けたことが、不動産賃貸事業の用に供する目的であり、その後同事業の用に供されたからといって、贈与によって本件土地を取得した行為そのものの性格に変化はなく、収益活動となるものということはできない。」とし、また、徳島地裁平成元年 10 月 27 日判決では、「生命保険は、元来、保険契約者が満期の到来若しくは保険事故発生後の自己若しくは近親者の生活のことを慮って加入するものであり、その営む事業とは係りを有しないものであり、したがって、保険契約者が保険者に対して支払う保険料もその事業収入とは本来的に直接の関連性はない」として、家事そのものである行為に付随して発生した支出の特性(家事費)に着目し、直接的業務関連性を否定している。

以上の要件が直接的業務関連性の要件であり、これらの項目をとおして直接 的業務関連性の判断を行うことになる。なお、各項目を設けた趣旨は第3章の 裁判例の検討及び各項目下に示したとおりである。

また、既に述べたように、事業所得等以外の雑所得等についていえることであるが、個人事業者の営利活動が雑所得等に該当するような事業と称するに至らない程度の業務として行われる場合、個人事業者の営利活動が事業所得等に該当するような事業として行われる場合に比べて所得稼得活動に対する支出と所得消費活動に対する支出との区別が明確でないことから、所得稼得に関連した支出にしばしば家事的要素が混入することが予想される。したがって、雑所得等の直接的業務関連性の判断においては、支出と事業との対応関係がかなり

厳しく要求される。つまり、事業所得等では所得稼得上有益な費用として直接 的業務関連性が認められるような支出であっても、雑所得等においては家事費 混入への警戒感から直接的業務関連性を欠くという推定が働く。このため、個 人事業者が業務に対する有益性の具体的立証を行わない限り、有益性の認定は 困難であるといえ、直接的業務関連性は否定されるものと考える。

結びに代えて

我が国所得税法の必要経費に関する規定が、例示方式を廃止し、包括方式を採用せざるをえなかった理由は、多様な業種・業態を前にして、必要経費を例示することに、ほとんど意味がなかったからであり、経済活動の多様性に対応できるようにするためには、必然のことであったといえる。それゆえに必要経費の解釈上の困難をもたらしたのである。

本稿は、必要経費の解釈上、特に問題とされる直接的業務関連性の判断基準を明らかにしようと検討した。しかしながら、各納税者によって支出の目的、内容は、様々なケースがあり、同じ目的の支出であっても、事業(業務)の規模や業務内容により取扱いが異なるため、想像していたよりはるかに複雑であり、基準の設定の困難さを痛感した。したがって、本稿において、裁判例の検討結果を基に直接的業務関連性の判断基準を設けたつもりであるが、あまりに抽象的であり、具体的な判断基準といえるには遠く及ばないものとなった。また、研究の焦点が絞れず、考察の不十分なところが多々あろうかと思う。ただ、各裁判例の検討においては、それぞれ自分の考えを素直に述べたつもりであり、その検討内容が、一連の判断基準といえるのではないかと考えているところである。

必要経費に関しては、平成 23 年度税制改正大綱の中において、個人の白色 申告者の記帳が義務化されることに伴い、①必要経費を概算で控除する租税特 別措置法についてどのように考えるか、②正しい記帳を行わない者の必要経費 についてどのように考えるか、③白色申告者の記帳水準が向上した場合には、現在、白色申告者に認められている専従者控除について、その専従の実態等を 勘案し、どのような見直しが可能か検討してはどうか、というように今後の検 討課題として挙げられているところである。必要経費に関する議論は今後ますます論じられる機会が増えることが予想され、今後の動向を注視していく必要 があろう。

最後に、この研究を通じて、多くの必要経費に関する裁判例や考え方に触れ

ることができたことは、私自身にとって非常に大きな収穫であった。この研究 で得たものを今後、一つでも多く実務において活用したいと考えている。